

印西市障がい者プラン

第5次印西市障害者基本計画

第7期印西市障害福祉計画

第3期印西市障害児福祉計画

素案

2023（令和5）年11月

印西市

目次

総論

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の期間.....	4
3 計画の策定.....	5
第2章 印西市の障がい福祉を取り巻く現状.....	6
1 統計データからみる概況.....	6
2 アンケート調査の概要.....	10
第3章 計画の基本方針.....	19
1 計画の基本理念.....	19
2 基本目標.....	20
3 施策の体系.....	21

各論Ⅰ 障害者基本計画

基本目標1 自立した生活の支援・意思決定の支援

施策1 日常生活支援

取組1 日常生活を支える福祉サービスの充実.....	23
取組2 外出の支援.....	25
取組3 経済的支援の推進.....	26
取組4 意思疎通支援.....	28

施策2 情報の提供

取組1 情報提供体制の充実.....	30
取組2 情報アクセシビリティの推進.....	31

施策3 相談支援

取組1 相談業務の充実.....	32
取組2 専門的な相談体制の充実.....	32

施策4 支援者の育成

取組1 NPO・ボランティア等の育成・支援.....	34
取組2 福祉人材の育成・支援.....	35

基本目標2 地域共生社会の実現に向けた取組

施策1 周知啓発・福祉教育

取組1 理解の促進・啓発活動の充実.....	36
取組2 福祉教育の推進.....	37

施策2 権利擁護

取組1 権利擁護体制の強化.....	39
--------------------	----

施策3 社会参加・地域活動

取組1 生涯学習・スポーツ活動等の推進.....	41
--------------------------	----

取組2	障害者団体の活動支援	41
基本目標3	地域生活への移行支援・就労支援	
施策1	就労支援	
取組1	障がいのある人の就労に向けた支援	43
取組2	企業等の雇用促進支援	44
施策2	地域移行・継続支援	
取組1	地域生活への移行及び継続の支援	45
基本目標4	障がいのある子どもの成長支援	
施策1	一貫した支援体制の整備	
取組1	相談体制の充実	46
取組2	療育体制の充実	48
取組3	学校教育期における支援の充実	49
基本目標5	障がいがあっても安心して暮らせるまちづくり	51
施策1	住みやすいまちづくり・災害対策	
取組1	住まいの支援	51
取組2	ユニバーサルデザインのまちづくり	52
取組3	災害等に備えた体制づくり	52
施策2	保健・医療	
取組1	健康づくり体制の充実	55
取組2	医療供給体制の充実	56
取組3	医療費の助成	57

資料編

計画の基本的な指針	61
-----------	----

総論

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

すべての人が、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる社会の実現は、みんなの願いです。

国の障害者施策は、2013（平成25）年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」において、制度の谷間のない支援を目指すとともに、地域社会における共生や社会的障壁の除去を図ることが基本理念に掲げられるなど、大きな転換点を迎えました。

また、2018（平成30）年4月より施行された「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しをしたうえで、障がいのある子どもへの支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことなどが規定されています。

2021（令和3）年6月に公布された障害者差別解消法の改正では、障がいを理由とする差別の解消を図るため、事業者に対する合理的配慮の義務付けや、行政機関相互間の連携の強化等が示され、2022（令和4）年5月に公布された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることが示されました。さらに、同年12月には「障害者総合支援法」が一部改正され、障がいのある人の地域生活の支援体制の充実、障がいのある人のニーズに応じた就労支援、障害者雇用の質の向上、難病患者・小児慢性特定疾患児童に対する支援が強化されることとなりました。

このほか、2020（令和2）年から2022（令和4）年にかけて発生した「新型コロナウイルス感染症拡大」により、人々の行動に制限が設けられる状況に置かれました。

こうしたなか、本市においては、近年の国における度重なる制度改正に対応するため、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3か年を計画期間とした「印西市障がい者プラン」（第4次印西市障害者基本計画・第2期印西市障害児福祉計画を内包した第6期印西市障害福祉計画）を策定しました。

この度、「印西市障がい者プラン」の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、引き続き「地域社会で支えあい誰もが自分らしく安心して暮らせるまち」の実現に向け、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3か年を計画期間とした「印西市障がい者プラン」（第5次印西市障害者基本計画・第7期印西市障害福祉計画・第3期印西市障害児福祉計画）を策定するものです。

(2) 計画策定に係る事項

「印西市障がい者プラン」は、住民それぞれの支え合いや助け合いにより、障がいの有無に関わらず、誰もが誇りと尊厳を持ち、ともに生きる社会の実現を目指すという観点から策定します。

また、国の障害者基本計画、千葉県障害者計画に掲げられている目標、基本的な考え方に沿いながら、本市の基本目標、施策の方向等を設定するとともに、国の基本的な指針を踏まえた計画とします。

(3) 計画の位置づけと法的根拠

① 計画の位置づけと法的根拠

■ 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）

第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

印西市障害者基本計画（第 5 次）

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画で、障害者の自立及び社会参加の支援等を行うため、総合的かつ計画的な施策の推進を図ることを目的とした理念や方針、施策・事業を定める計画です。

■ 障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）

第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

印西市障害福祉計画（第 7 期）

障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画で、計画期間各年度の障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量、提供体制を定める計画です。

■ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

第 33 条の 20 第 6 項

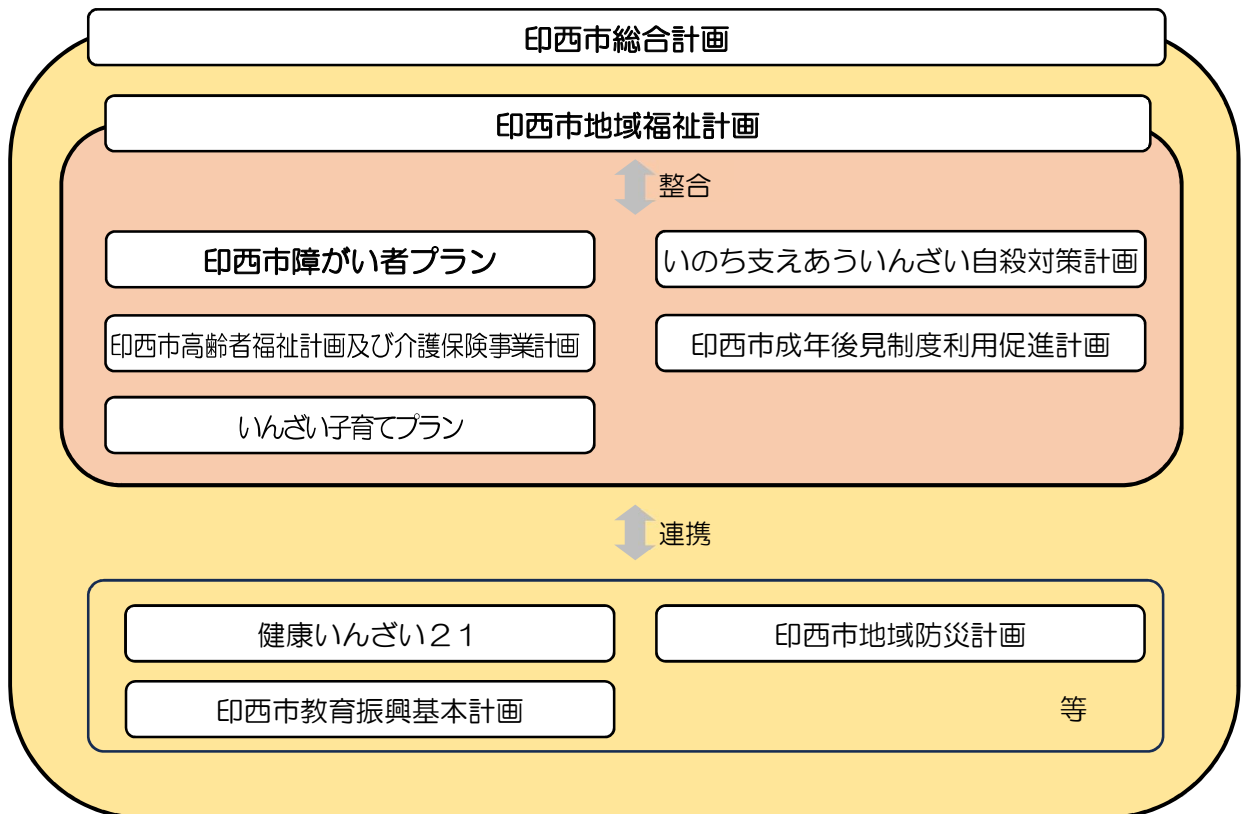
市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

印西市障害児福祉計画（第 3 期）

障がい児を対象とした、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画で、計画期間各年度の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量や提供体制を定める計画です。

②本市における各計画との整合

本計画は、上位計画となる「印西市総合計画」及び「印西市地域福祉計画」との整合を図り、策定しています。また、関連計画となる「印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」や「いんざい子育てプラン」等との整合を図りつつ、「健康いんざい 21」「印西市地域防災計画」「印西市教育振興基本計画」等の諸計画とも連携します。



2 計画の期間

「第5次印西市障害者基本計画・第7期印西市障害福祉計画・第3期印西市障害児福祉計画」の計画期間は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間とします。

計画主体	計画名称	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	～
国	障害者基本計画	第4次		第5次				第6次	
千葉県	障害者基本計画 障害福祉計画 (障害者計画)	第7次			第8次		第9次		
印西市	総合計画	基本構想 ～2030(R12)年度							
		基本計画 第1次 ～2025(R7)年度					第2次 ～2030(R12)年度		
	印西市障がい者プラン ・障害者基本計画 ・障害福祉計画 ・障害児福祉計画	第4次			第5次			第6次	
		第6期			第7期			第8期	
		第2期			第3期			第4期	
	地域福祉計画	第4次					第5次		
	高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画	第8期			第9期		第10期		
いんざい子育てプラン	第2期				第3期				

3 計画の策定

【計画策定の体制】

庁内において関係各課との障害者施策の調整、目標・事業量の設定等を行うほか、障がい福祉課において現行計画における事業等の実績状況を調査しました。

また、次のとおり、外部有識者による施策・事業等の調整を行いました。

①印西市障がい者プラン（印西市障害者基本計画、印西市障害福祉計画及び障害児福祉計画）策定委員会

学識経験のある者、障がいのある人の社会福祉事業または活動に携わる者等で構成することとし、全〇回の委員会の開催をしました。

②庁内関係部署との調整（施策・事業の調整）

施策・事業に関連する庁内部署と適宜調整を行い、各所管計画との整合、障害者施策の検討等を行いました。なお、計画策定作業等の事務局は障がい福祉課に設置しました。

【市民意見の把握】

策定及び会議の過程については、広報や市ホームページにて公表し、市民への周知を図るとともに、会議を公開として実施しました。また、アンケート調査及びパブリックコメントを実施し、意見や要望等を収集する機会を設けるとともに、いただいた意見は基礎資料として策定の工程に取り込みました。

①アンケート調査の実施

本市における課題の整理・把握を行い、今後目指すべき方向性を検討する基礎資料を得るため、障害者手帳所持者（18歳以上、18歳未満）及び非所持者（18歳以上・無作為抽出）並びに印西市内で障害福祉サービスを提供している事業所に対してアンケート調査を実施しました。

②パブリックコメントの実施

市民からの意見を計画に反映させるため、印西市障がい者プラン策定委員会において検討された印西市障がい者プラン（案）に対し、パブリックコメントを実施し、意見等を募りました。

期間：2024（令和6）年1月〇日（〇）～2月〇日（〇）

第2章 印西市の障がい福祉を取り巻く現状

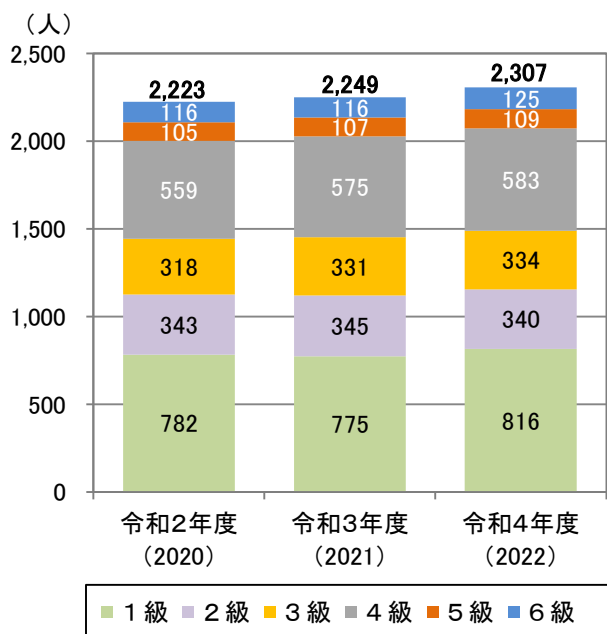
1 統計データからみる概況

(1) 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数は増加を続けており 2022（令和4）年度は 2,307 人となっています。

（単位：人）

印西市	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
令和2年度 (2020)	2,223	782	343	318	559	105	116
令和3年度 (2021)	2,249	775	345	331	575	107	116
令和4年度 (2022)	2,307	816	340	334	583	109	125



身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定められた障がいに該当する場合に交付されます。

- ・ 視覚障害 1級から6級
- ・ 聴覚障害 2級から4級、6級
- ・ 平衡機能障害 3級、5級
- ・ 音声・言語・そしゃく機能障害 3級、4級
- ・ 肢体不自由 1級から6級
- ・ 内部障害 1級から4級

出典：障がい福祉課
（各年度末時点）

（単位：人）

千葉県	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
令和2年度 (2020)	178,653	64,353	26,166	26,441	43,582	8,663	9,448
令和3年度 (2021)	178,722	63,817	26,011	26,580	44,141	8,616	9,557
令和4年度 (2022)	177,883	63,319	25,634	26,519	44,272	8,517	9,622

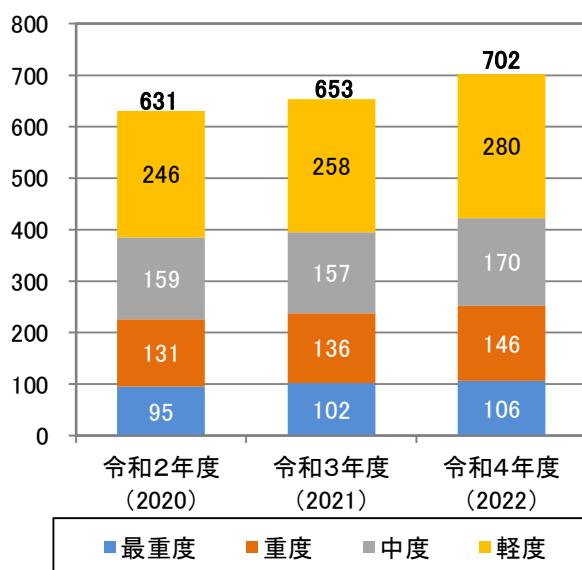
(2) 療育手帳所持者数

療育手帳の所持者数は増加を続けており、2022（令和4）年度は702人となっています。

（単位：人）

印西市	総数	最重度	重度	中度	軽度
令和2年度 (2020)	631	95	131	159	246
令和3年度 (2021)	653	102	136	157	258
令和4年度 (2022)	702	106	146	170	280

（人）



療育手帳は、知的障がいのある人に交付されます。

(1) 療育手帳には4つのランクがあります。

㊤ (Aの丸囲み) 最重度

A 重度

B-1 中度

B-2 軽度

(2) ランクは心理判定、医学判定、調査結果等を総合的に判断して決定します。

出典：障がい福祉課
(各年度末時点)

（単位：人）

千葉県	総数	重度	中度	軽度
令和2年度 (2020)	45,439	17,072	11,728	16,639
令和3年度 (2021)	46,851	17,651	12,118	17,082
令和4年度 (2022)	48,224	17,955	12,190	18,079

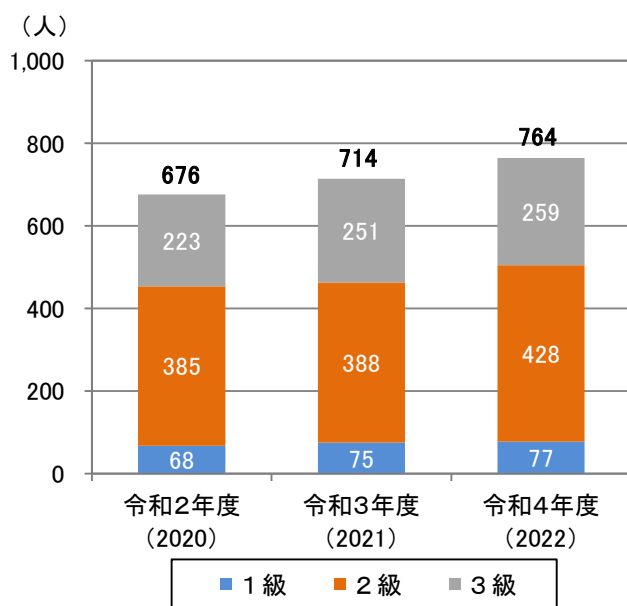
表中、重度には最重度が含まれます。

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあり、2022（令和4）年度は764人となっています。

（単位：人）

印西市	総数	1級	2級	3級
令和2年度 (2020)	676	68	385	223
令和3年度 (2021)	714	75	388	251
令和4年度 (2022)	764	77	428	259



精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患に該当し、6か月以上経過した場合に交付されます。近年の動向では次の対象者が増加傾向にあります。

- ・統合失調症
- ・うつ病、そううつ病等の気分障害
- ・てんかん
- ・薬物やアルコールの依存症
- ・高次脳機能障害
- ・発達障害

出典：障がい福祉課
（各年度末時点）

（単位：人）

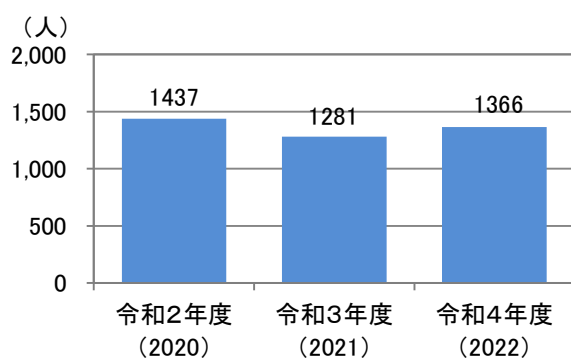
千葉県	総数	1級	2級	3級
令和2年度 (2020)	54,662	7,144	32,033	15,485
令和3年度 (2021)	59,159	7,291	34,448	17,420
令和4年度 (2022)	63,805	7,388	36,982	19,435

(4) 自立支援医療（精神通院）受給者数

自立支援医療（精神通院）受給者数は増加を続けていたものの、2021（令和3）年には減少に転じ、2022（令和4）年度では再び増加して1,366人となっています。

（単位：人）

印西市	自立支援医療 （精神通院）受給者
令和2年度 （2020）	1,437
令和3年度 （2021）	1,281
令和4年度 （2022）	1,366



出典：障がい福祉課
（各年度末時点）

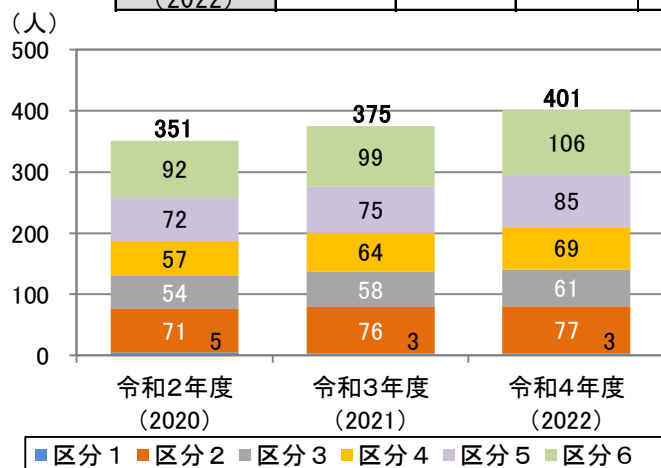
自立支援医療（精神通院）制度は、指定医療機関で医療を受けた場合、原則として医療費の自己負担が1割になる制度です。精神障がいのため、通院による医療を継続的に要する程度の病状にある方が対象となります。

(5) 障害支援区分の認定者数

総数は年々増加傾向にあり、2022（令和4）年度は401人となっています。また、2022（令和4）年度時点における区分ごとの人数で見ると、区分6が106人で最も多く、次いで区分5が85人、区分2が77人となっています。

（単位：人）

印西市	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
令和2年度 （2020）	351	5	71	54	57	72	92
令和3年度 （2021）	375	3	76	58	64	75	99
令和4年度 （2022）	401	3	77	61	69	85	106



出典：障がい福祉課
（各年度末時点）

障害支援区分は、必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）です。

2 アンケート調査の概要

(1) 市民アンケート調査の概要

【調査目的】

市民アンケート調査は、障がい者福祉等の実態を踏まえ、障害福祉サービスの現状と需要を把握するとともに、本市における課題の整理を行い、今後目指すべき方向性を検討する基礎資料を得るため、実施したものです。

【調査の対象】

調査の種類と対象者は、次のとおりです。

種類	対象者
障がい者アンケート	18歳以上の手帳所持者
障がい児アンケート	18歳未満の手帳所持者
一般アンケート	18歳以上の非手帳所持者（無作為抽出）

【調査方法と調査期間】

○調査方法

- ・郵送による配布・回収

※一般アンケートのみ回収にはWEBを併用

（調査票に二次元コードを記載、専用ウェブサイトにて回答）

○調査期間

- ・2023（令和5）年2月1日（水）～2月21日（火）

【配布・回収状況】

種類	配布数	回収数	回収率	【参考】 令和2年調査 回収率
障がい者アンケート	3,169	1,546	48.8%	45.6%
障がい児アンケート	293	154	52.6%	40.2%
一般アンケート	2,138	938	43.9%	37.1%

【調査結果の見方】

- ・代表的な設問のみ掲載しています。また、前回調査（2020（令和2）年実施）との比較が可能な設問については、グラフに前回調査の数値を掲載しています。
- ・図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ・図表中の「SA（single answer）」は単数回答、「MA（multi answer）」は複数回答をそれぞれ表しています。

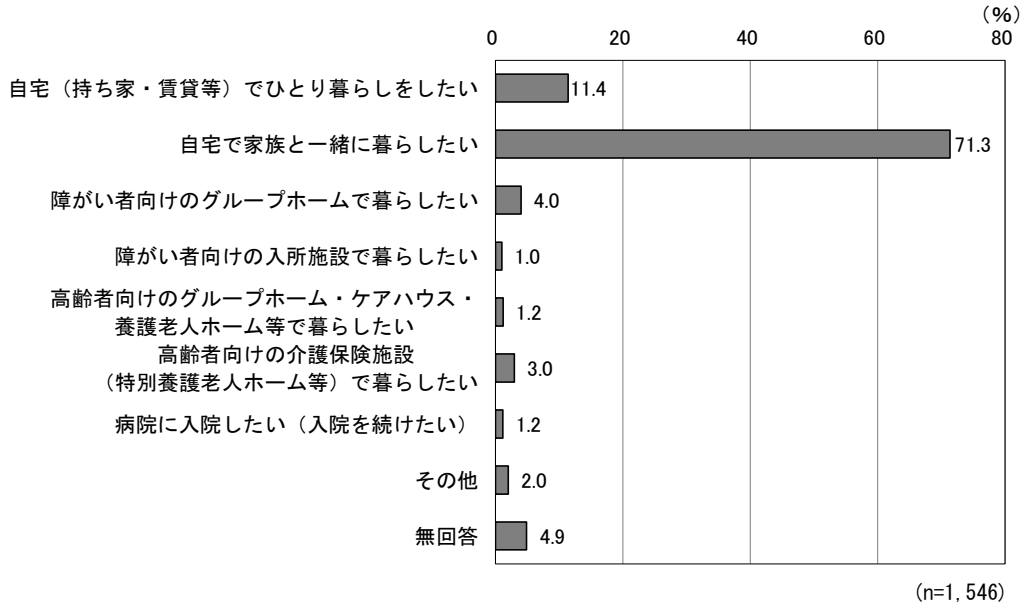
※上記は、事業所アンケートの調査結果も同様

(2) 市民アンケートの調査結果

【障がい者アンケート】

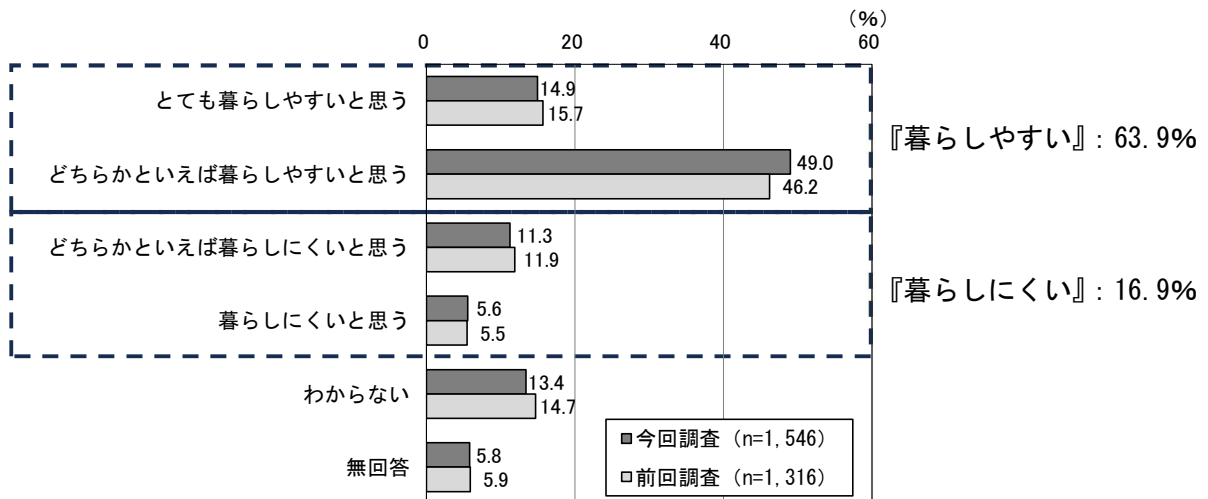
①今後3年以内にどのように暮らしたいか (SA)

「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が71.3%で最も高く、次いで「自宅（持ち家・賃貸等）でひとり暮らしをしたい」が11.4%、「障がい者向けのグループホームで暮らしたい」が4.0%の順となっています。



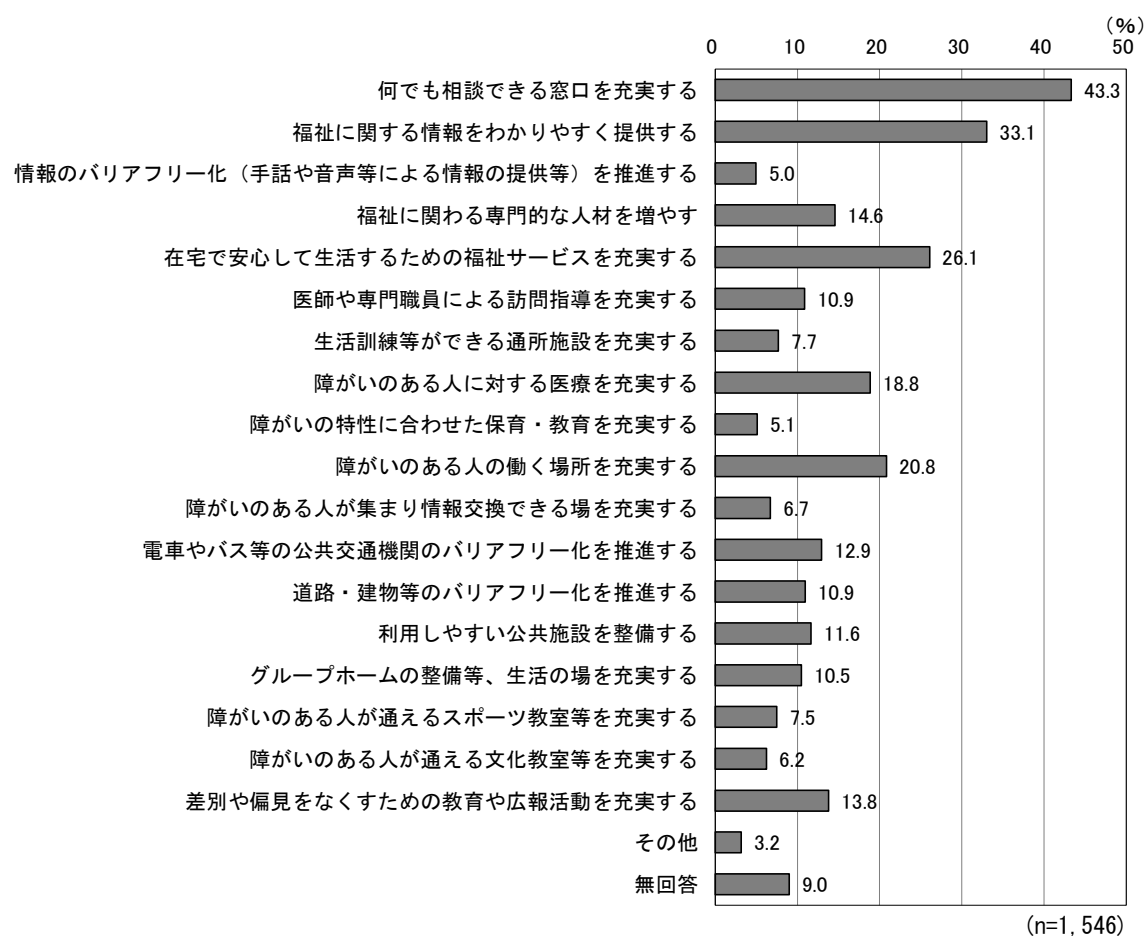
②印西市は暮らしやすいですか (SA)

「とても暮らしやすいと思う」と「どちらかといえば暮らしやすいと思う」を合わせた『暮らしやすい』が63.9%、「どちらかといえば暮らしにくいと思う」と「暮らしにくいと思う」を『暮らしにくい』が16.9%となっています。



③暮らしやすいまちづくりのために希望すること（MA）

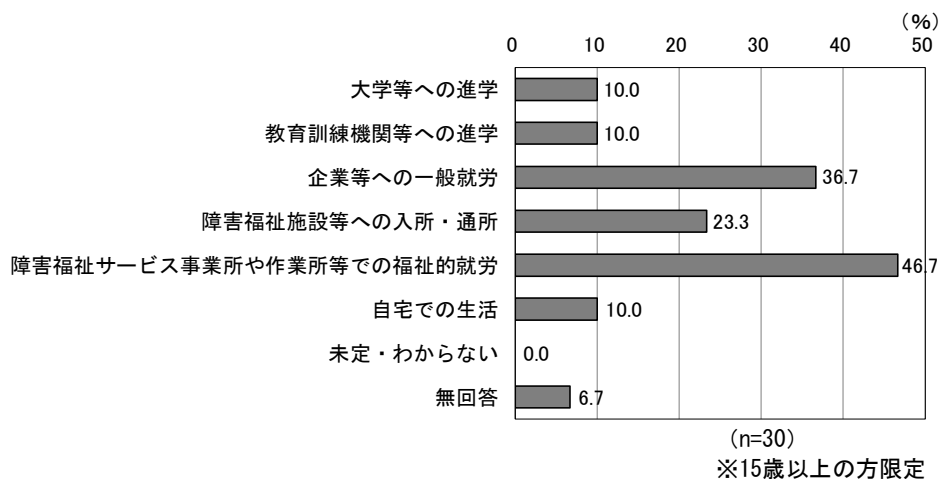
「何でも相談できる窓口を充実する」が43.3%で最も高く、次いで「福祉に関する情報をわかりやすく提供する」が33.1%、「在宅で安心して生活するための福祉サービスを充実する」が26.1%の順となっています。



【障がい児アンケート】

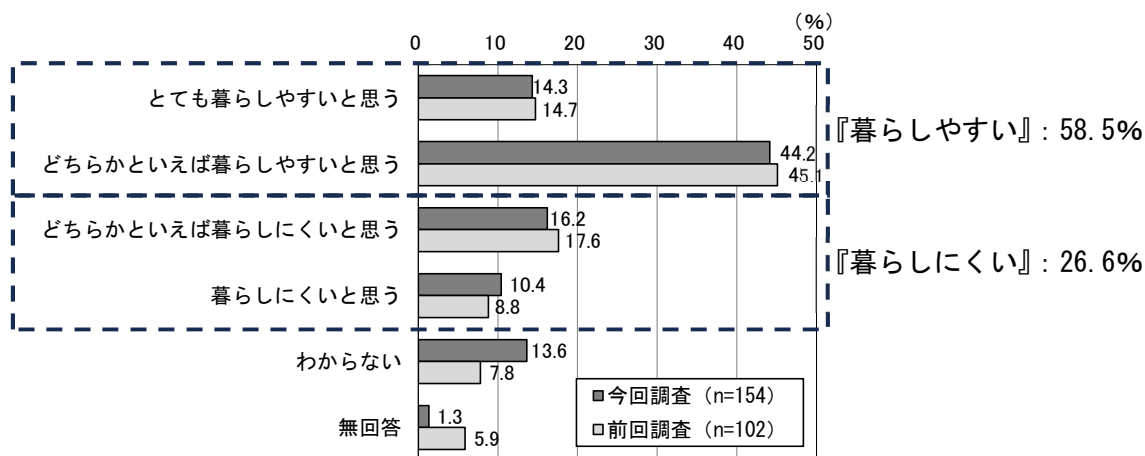
①将来、想定している進路（MA）

「障害福祉サービス事業所や作業所等での福祉的就労」が46.7%で最も高く、次いで「企業等への一般就労」が36.7%、「障害福祉施設等への入所・通所」が23.3%の順となっています。



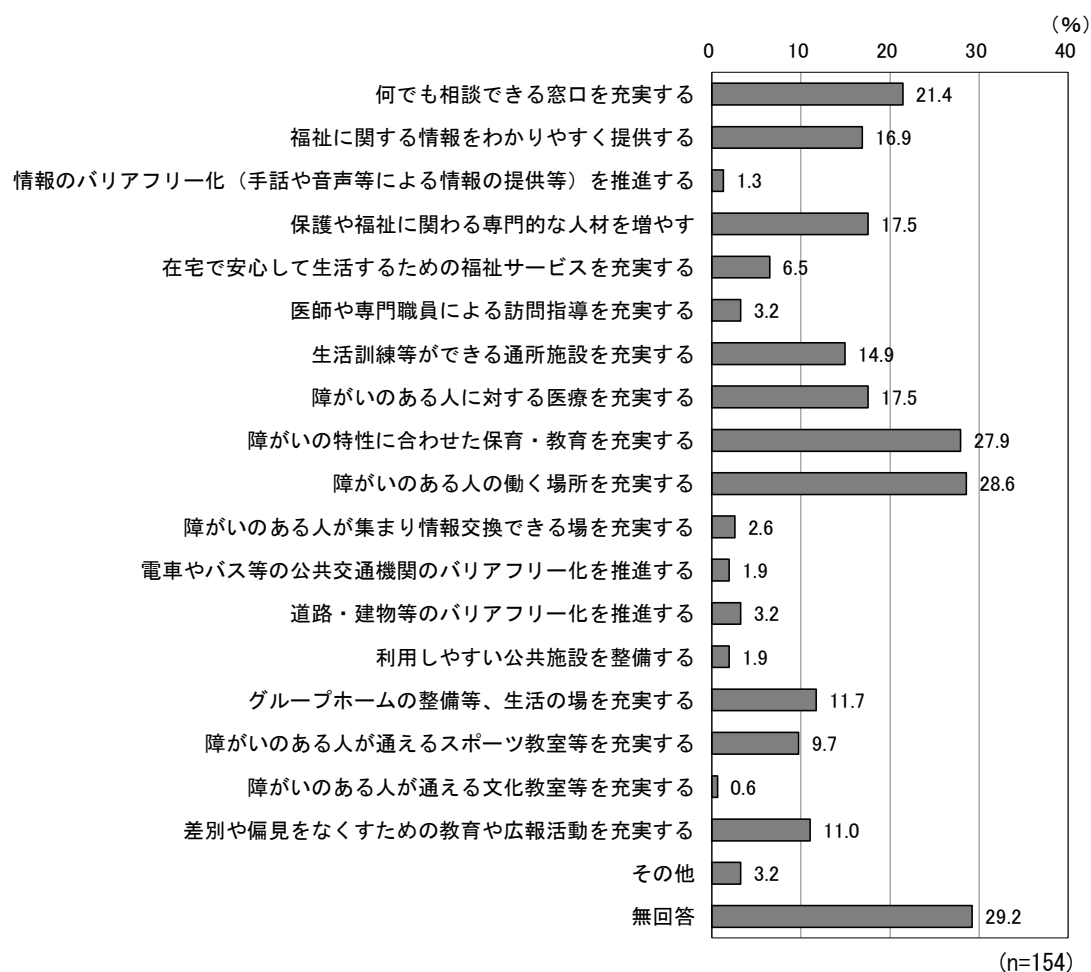
②印西市は暮らしやすいですか（SA）

「とても暮らしやすいと思う」と「どちらかといえば暮らしやすいと思う」を合わせた『暮らしやすい』が58.5%、「どちらかといえば暮らしにくいと思う」と「暮らしにくいと思う」を合わせた『暮らしにくい』が26.6%となっています。



③暮らしやすいまちづくりのために希望すること（MA）

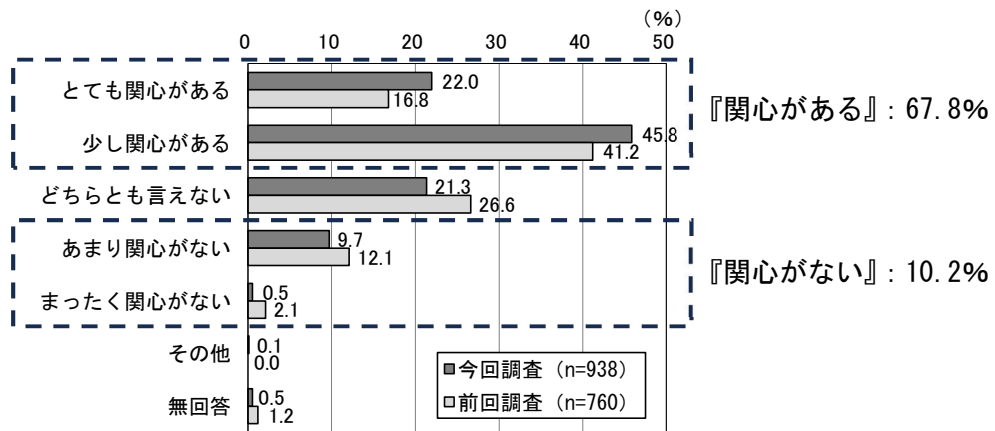
「障がいのある人の働く場所を充実する」が 28.6%で最も高く、次いで「障がいの特性に合わせた保育・教育を充実する」が 27.9%、「何でも相談できる窓口を充実する」が 21.4%の順となっています。



【一般アンケート】

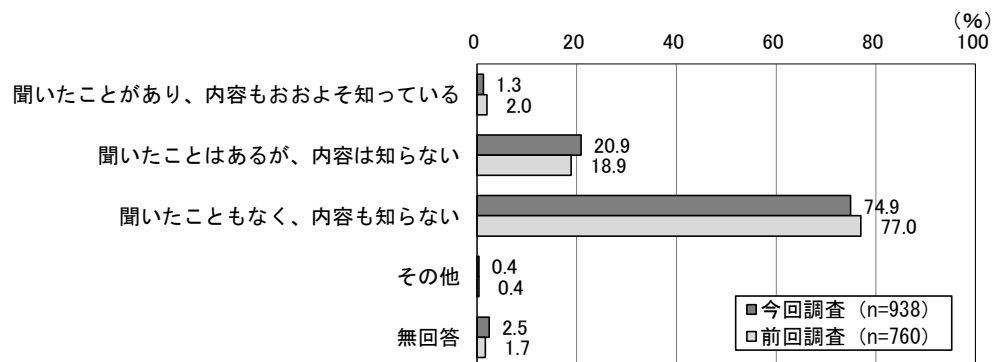
①障がい福祉についての関心の有無（SA）

「とても関心がある」と「少し関心がある」を合わせた『関心がある』が67.8%、「あまり関心がない」と「まったく関心がない」を合わせた『関心がない』が10.2%となっています。



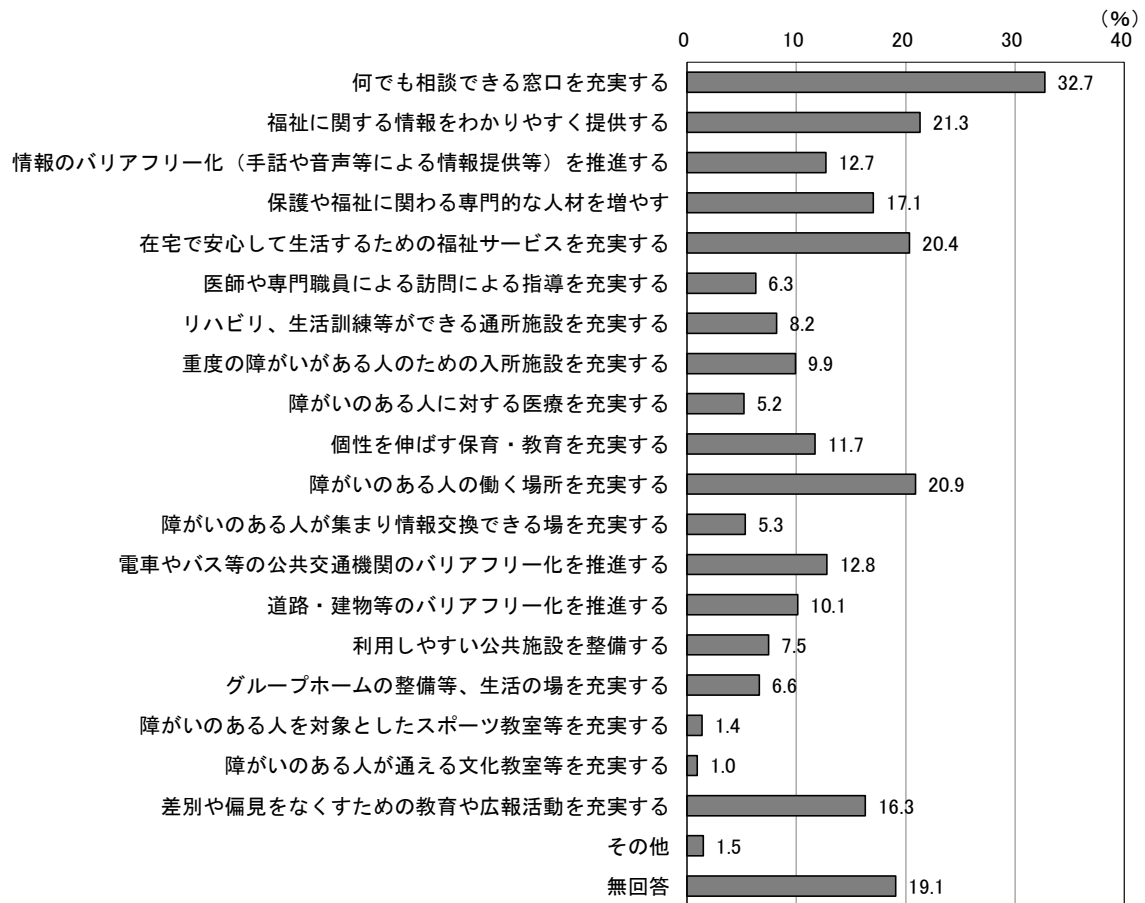
②印西市障がい者プランの認知状況（SA）

「聞いたこともなく、内容も知らない」が74.9%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が20.9%、「聞いたことがあり、内容もおおよそ知っている」が1.3%の順となっています。



③障がいのある人にとって暮らしやすいまちにするため、行政が力を入れるべきこと (MA)

「何でも相談できる窓口を充実する」が 32.7%で最も高く、次いで、「福祉に関する情報をわかりやすく提供する」が 21.3%、「障がいのある人の働く場所を充実する」が 20.9%となっています。



(n=938)

(3) 事業所アンケート調査の概要

【調査目的】

事業所アンケート調査は、印西市内で障害福祉サービスを提供している事業所の視点から、障害福祉サービスの現状と需要を把握するとともに、本市における課題の整理を行い、今後目指すべき方向性を検討する基礎資料を得るため、実施したものです。

【調査期間】

2023（令和5）年2月8日（水）～3月6日（月）

【調査方法】

WEB 調査により実施

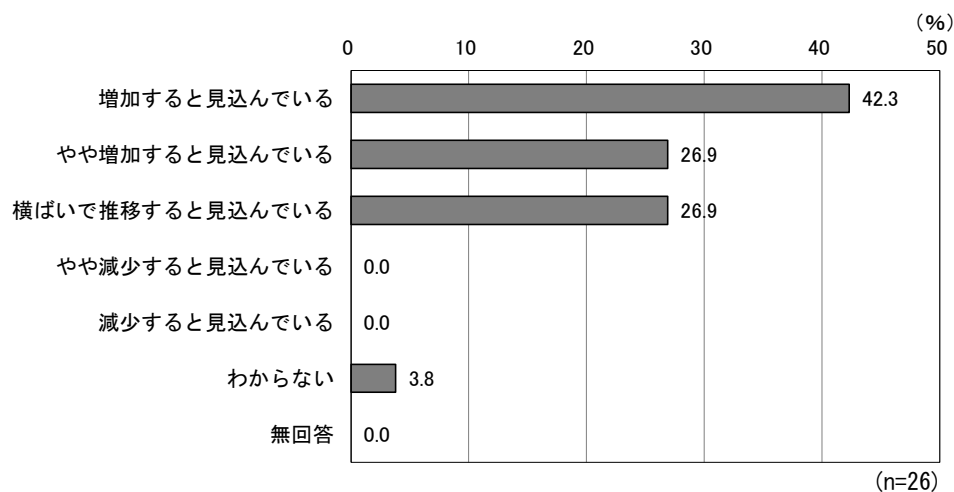
【調査の対象】

配布数	回収数	回収率
45	26	57.8%

(4) 事業所アンケートの調査結果

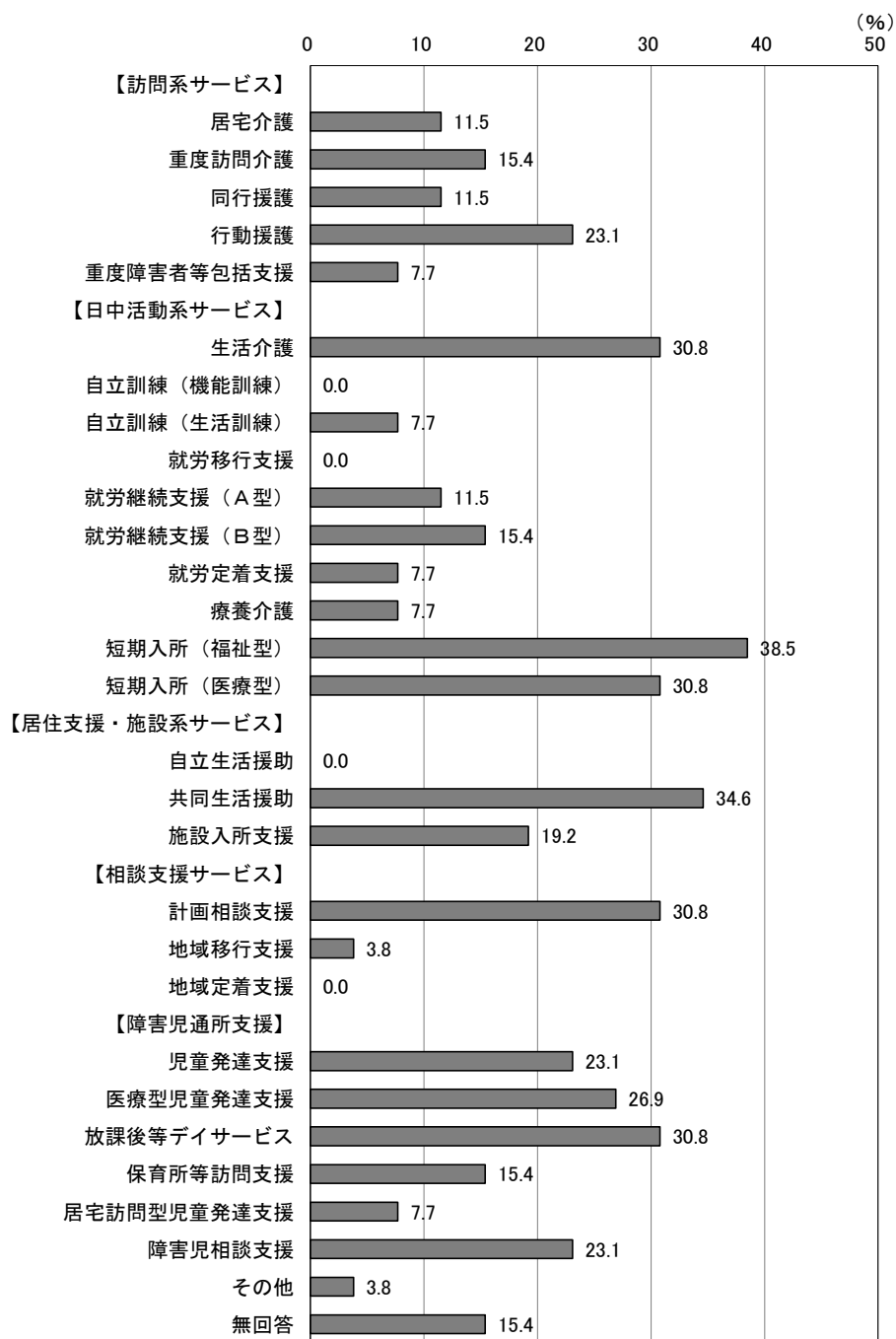
①今後の3年間にサービス利用を希望する人数の見込み（SA）

「増加すると見込んでいる」が42.3%で最も高くなっています。



②現在、市内に不足している、または今後不足と思われる障害福祉サービス(MA)

「短期入所（福祉型）」が38.5%で最も高く、次いで「共同生活援助」が34.6%、「生活介護」、「短期入所（医療型）」、「計画相談支援」、「放課後等デイサービス」がともに30.8%の順となっています。



(n=26)

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

印西市障がい者プラン（第5次印西市障害者基本計画・第7期印西市障害福祉計画・第3期印西市障害児福祉計画）における基本理念は、「障害者の権利に関する条例」における目的及び「障害者基本法」における基本的理念を踏まえたこれまでの理念を踏襲し、次のように設定します。

《 基本理念 》

- ① **障がいのある人が地域でともに生きるしくみの構築**
障がいの有無・種別・程度に関係なく、すべての人々を受け入れ包みこむことができる基盤が整った地域社会を目指します。
- ② **障がいのある人の心豊かで安定した日常生活の支援**
障がいのある人が心豊かに安定した生活が送れるよう、日常生活を支援するとともに、一人ひとりのニーズと障がい特性に応じられるよう福祉サービスの量・質の充実を図ります。
- ③ **障がいのある人の社会参加や自己実現の促進**
障がいがあることにより支援を必要としている方が、自立して、生きがいを持って暮らしていけるよう支援します。

《 将来像 》

地域社会で支えあい
誰もが自分らしく 安心して暮らせるまち

2 基本目標

基本目標 1 自立した生活の支援・意思決定の支援

障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、日常生活に関する様々な支援を行います。その一環として、障がいのある人に対する情報提供の体制を整備し、誰でも情報が得られる環境づくりを推進します。

また、生活・意思決定の支援をするため、各種相談業務の充実を図るとともに、市民への周知を行い、利用を促進します。

さらに、福祉活動の担い手となるNPO、ボランティア、市民団体の活動を支援し、地域福祉の推進にも取り組みます。

基本目標 2 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現については、地域生活への移行や社会参加がより一層求められることから、市民、事業者、当事者を含めた、障がい福祉に関する意識啓発・周知を行うとともに、障がいのある人への偏見や差別の解消に対する取組、成年後見制度の利用促進等、権利擁護のための支援を充実します。

また、生きがいのある生活を送れるよう、地域活動や芸術・文化、スポーツ等へ参加しやすい環境づくりや参加の機会づくりを行うほか、関係団体等と連携し、障がいのある人の社会参加を促進します。

基本目標 3 地域生活への移行支援・就労支援

地域での「暮らし」と「自立した生活」を支援・促進するため、就労の機会づくりと定着・継続のための支援を行います。また、生活訓練等を通じて社会活動への参加の拡大を図り、障がいのある人の社会的自立を支援します。

基本目標 4 障がいのある子どもの成長支援

障がいのある子どもの包括的な支援体制の構築及び計画的なサービスの実施を図るため、障がい福祉、母子保健、子育て、保育、教育部署が連携を図り、相談機能を充実させるとともに、一貫した支援体制を整備します。また、個々の障がいに応じた適切な指導が受けられる療育機能を充実し、障がいのある子どもの成長を支援します。

基本目標 5 障がいがあっても安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人の利用に配慮して、建築物・道路等既存の都市施設におけるバリアフリー化と、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

その中で、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる基盤整備として、地域生活を支えるグループホーム等の拡充に努めるとともに、印西市地域防災計画等に基づき、災害時避難行動要支援者支援体制の整備等、災害時、障がいのある人を支援する地域の仕組みづくりを推進し、生活を支える多様な機能の整備を図ります。

また、地域における保健・医療体制と各種保健事業の充実に努めます。

3 施策の体系

将来像の実現に向けた「基本目標」「施策」「取組」の体系を示すと、以下のとおりです。

将来像	基本目標	施策	取組
地域社会で 安心して暮らせる 誰もが自分らしく	1. 自立した生活の支援・ 意思決定の支援	1. 日常生活支援	▶ 日常生活を支える福祉サービスの充実 ▶ 外出の支援 ▶ 経済的支援の推進 ▶ 意思疎通支援
		2. 情報の提供	▶ 情報提供体制の充実 ▶ 情報アクセシビリティの推進
		3. 相談支援 ☆	▶ 相談業務の充実 ▶ 専門的な相談体制の充実
		4. 支援者の育成	▶ NPO・ボランティア等の育成・支援 ▶ 福祉人材の育成・支援
	2. 地域共生社会の実現に 向けた取組	1. 周知啓発・福祉教育	▶ 理解の促進・啓発活動の充実 ▶ 福祉教育の推進
		2. 権利擁護 ☆	▶ 権利擁護体制の強化
		3. 社会参加・地域活動	▶ 生涯学習・スポーツ活動等の推進 ▶ 障害者団体の活動支援
	3. 地域生活への移行支援・ 就労支援	1. 就労支援 ☆	▶ 障がいのある人の就労に向けた支援 ▶ 企業等の雇用促進支援
		2. 地域移行・継続支援	▶ 地域生活への移行及び継続の支援
	4. 障がいのある子どもの 成長支援	1. 一貫した支援体制の整備 ☆	▶ 相談体制の充実 ▶ 療育体制の充実 ▶ 学校教育期における支援の充実
	5. 障がいがあっても安心 して暮らせるまちづくり	1. 住みやすいまちづくり・ 災害対策 ☆	▶ 住まいの支援 ▶ ユニバーサルデザインのまちづくり ▶ 災害等に備えた体制づくり
		2. 保健・医療	▶ 健康づくり体制の充実 ▶ 医療供給体制の充実 ▶ 医療費の助成

※☆は「重点施策」です。

各論 I 障害者基本計画

基本目標 1 自立した生活の支援・意思決定の支援

施策の方向性

障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、日常生活に関する様々な支援を行います。その一環として、障がいのある人に対する情報提供の体制を整備し、誰でも情報が得られる環境づくりを推進します。

また、生活・意思決定の支援をするため、各種相談業務の充実を図るとともに、障がいのある人を含む市民への周知を行い、利用を促進します。

さらに、福祉活動の担い手となるNPO、ボランティア、市民団体の活動を支援し、地域福祉の推進にも取り組みます。

施策 1 日常生活支援

～施策の目標～

- 障がいのある人の暮らしを支援するため、各種福祉サービスを提供します。また、安定したサービスの提供を図るため、事業者に対する支援を行います。
- 障がいのある人が利用しやすい公共交通機関や移動手段の確保に努めるとともに、外出時の移動支援を行います。
- 障がいのある人や保護者・介護者の経済的負担の軽減を図るとともに、各種制度の周知・啓発を行います。
- 障がいの種類に関わらず、誰もが自分の意志や情報を的確に伝達できるよう、意思疎通支援を行います。

取組 1 日常生活を支える福祉サービスの充実

(1) 住民参加型在宅福祉サービス 〈社会福祉協議会〉

— 事業概要と現状 —

高齢者や障がいのある人、一人親世帯、乳幼児又は妊産婦のいる世帯等の在宅生活を支援するため、有償ボランティアによる継続的な家事援助等の「ゆうゆうサービス」や、ちょっとした困りごとを解消する「ワンコインサービス」を提供しています。

— 事業実施の方針 —

サービスについて広く住民に周知し、利用者のニーズに応えられるよう、担い手となるボランティアの拡充に努めていきます。

(2) 指定障害福祉サービス等の推進 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス等の支給を行っています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、障がいの種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する事項を踏まえ、必要なサービスの支給が行えるよう各事業の推進を図ります。

(3) 地域生活支援事業の推進 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

障がいのある人が自立した日常・社会生活を営むことができるように、地域活動支援センター、移動支援、日中一時支援及び訪問入浴等の事業を行っています。

— 事業実施の方針 —

地域の実情に応じた効率的・効果的なサービスの提供が行えるよう各事業の推進を図ります。

(4) 生活を支援するための用具の給付 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

障がいのある人が生活を送る上で、その障がいの特性に応じて必要な用具の購入等のための助成を行っています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、障がいの特性上必要となる補装具（失われた身体機能を補完・代替するための装具）及び日常生活用具（日常生活を容易にするための用具）の購入等に係る助成を行います。

(5) 緊急通報装置の設置 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

身体障害者手帳の1、2級の交付を受け、かつ在宅で一人暮らしをしている人に対し、緊急時の連絡のための通報装置を設置しています。

(6) 事業者への支援 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

市内で、新たに障害福祉サービスを提供しようとする社会福祉法人・NPO法人等に対し、施設の整備や受け入れ体制に関わる補助（一部）を行っています。

— 事業実施の方針 —

今後も、障害福祉サービスを提供する社会福祉法人等に対し、施設整備に関わる補助を行います。また、引き続きグループホームの運営に係る費用や最重度の強度行動障がいのある人を受け入れ支援する事業者に対し、補助金の交付を行います。

また、感染症拡大により事業継続が困難とならないよう、情報共有体制の整備、事業者へ配布する感染症拡大防止のための備品等の備蓄について検討していきます。

— 事業実施の方針 —

引き続き、障がいのある人の不安解消のため、事業を実施します。

(7) 配食サービスの推進 〈障がい福祉課・高齢者福祉課〉

— 事業概要と現状 —

障がいのある人または高齢者のみの世帯、もしくは障がいのある人と高齢者のみで構成される世帯に対し、栄養バランスのとれた食事（夕食に限る）を提供するサービスを行っています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、利用者の食生活を実際に把握している事業者と連携し、利用者のニーズに応えるサービスを提供します。

取組2 外出の支援

(1) ふれあいバスの利便性向上 〈交通政策課〉

— 事業概要と現状 —

ふれあいバスの路線、運行時刻及び車両等について、利用者の要望を踏まえながら検討し、利便性の向上に努めています。

また、2017（平成29）年度より、ふれあいバス全6ルートを運行するすべての車両が、障がいのある人や高齢者に優しいノンステップバスとなっています。

— 事業実施の方針 —

障がいのある人や高齢者が安心して利用できるよう、利用者の要望を踏まえながら、引き続き利便性の向上に努めます。

(2) 外出支援サービスの推進 〈障がい福祉課・高齢者福祉課〉

— 事業概要と現状 —

医療機関への通院、公共施設の利用等のために、介助なしで公共交通機関を利用することが困難な方（主に要介護認定者）に対して、送迎サービスを実施しています。そのうえで、移動・外出の手段を提供し、社会参加を促すことで、生きがいづくりや介護予防につなげています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、外出における支援が必要な方に対し、サービスの提供を行います。

(3) 福祉カーの貸与・車いす対応車両の貸出 〈障がい福祉課・高齢者福祉課・社会福祉協議会〉

— 事業概要と現状 —

心身に障がいのある人及び高齢者が積極的に外出できるよう、無料でリフト付きワゴン車を貸出しています。また、社会福祉協議会では車いす対応車両の貸出しも行っていきます。

— 事業実施の方針 —

引き続き、心身に障がいのある人及び高齢者が、社会参加等で積極的に外出ができるように、車いす・ストレッチャー対応のリフト付きワゴン車の貸出を行います。

(4) 福祉タクシー制度の適正な運用 〈障がい福祉課・高齢者福祉課〉

— 事業概要と現状 —

重度の心身障がいのある人や要介護1以上の要介護認定者を対象に、福祉タクシー利用券を交付し、乗車料金の一部を助成しています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、対象者に乗車料金の一部を助成し、負担の軽減を図ります。

取組3 経済的支援の推進

(1) 障害福祉サービスの利用者負担及び負担軽減措置 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

① 利用者負担の月額上限の設定（介護給付事業、訓練等給付事業）

障がいのある人の属する世帯の収入等に応じて、月額負担額の上限が設定されています。

② 高額障害福祉サービス費の負担軽減

同世帯に障害福祉サービスの利用者が複数いる場合等、合算した額が月額負担額の上限を超えた際に、高額障害福祉サービス費を支給します。また、一定の要件を満たす場合に介護保険サービスの利用者負担（一部）に対する高額障害福祉サービス費を支給します。

③ 入所施設利用者への補足給付

本人または保護者（利用者本人が20歳未満の場合）の所得階層により、食費や光熱水費の一部が減免されます。

④ 通所施設等の食費負担の軽減

通所施設、ショートステイ、児童発達支援、医療型児童発達支援等の利用者の所得階層により、食費の人件費相当分が公費負担となります。

⑤ グループホーム入居者への家賃助成

グループホームに入居する非課税世帯に属する人に対し、家賃の一部を助成します。

⑥ 施設への通所にかかる交通費助成

施設通所にかかる交通費の一部を助成します。

— 事業実施の方針 —

引き続き、支給要領に沿って利用者負担軽減措置を実施します。

(2) 低所得者の利用者負担軽減対策事業 〈高齢者福祉課〉

— 事業概要と現状 —

ホームヘルプサービスを利用していた障がいのある人が介護保険の対象となり、訪問介護サービスを利用することとなった場合、低所得者に対する利用負担の軽減を図ります。

— 事業実施の方針 —

担当課間での対象者の情報共有を図り、今後も制度の周知を図っていきます。
申請に基づき対象者であるかを確認・決定し、認定証を交付します。また、事業者等へ認定証を提示し、認定証に記載された内容に基づき利用料の軽減を行います。

(3) 各種福祉手当 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

① 特別障害者手当

在宅で生活している著しい重度の心身障がいのある人で、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の方に対し、手当を支給します。

② 障害児福祉手当

在宅で生活している重度の障がいのある人（児）で、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の方に対し、手当を支給します。

③ ねたきり身体障害者及び在宅重度知的障害者福祉手当

在宅でねたきりとなっている身体に障がいのある人及び重度の知的障がいのある人、またはその人を介護している方に手当を支給します。

④ 特別児童扶養手当

中度以上の身体・知的・精神に障がいのある 20 歳未満の児童を扶養する父母または養育者に手当を支給します。

⑤ 心身障害者扶養年金

心身の障がいにより独立して自活することが困難な方を扶養している方が毎月一定額の掛金を納めることにより、扶養者に万一のことがあった場合、後に残された心身に障がいのある人に一定額の年金を給付します。

⑥ 特定疾患見舞金

千葉県が発行している特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、千葉県小児慢性特定疾病医療券受給者証又は先天性血液凝固因子障害等受給者証を所持し治療を受けている方、またはその保護者に対し、見舞金を支給します。

— 事業実施の方針 —

引き続き、対象者に手当等を支給し、負担の軽減を図ります。

(4) 租税公課等の減免 〈課税課〉

— 事業概要と現状 —

① 税の控除（特別障害者控除、障害者控除）

本人または同一生計配偶者、もしくは扶養親族が身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を所持する場合、所得税及び市・県民税が減額となる場合があります。

また、前年の合計所得金額が 135 万円以下（給与所得者の年収に直すと 204 万 4 千円未満）であった人は市・県民税はかかりません。

② 軽自動車税の減免

本人または生計をともにする方が軽自動車を所有し、障がいのある人のために使用する場合には 1 台分の軽自動車税が減免されます。

— 事業実施の方針 —

- ① 特別障害者控除額、障害者控除額を市・県民税の算定において所得から差し引きます。
- ② 軽自動車を所有し、障がいのある人のために使用する場合は軽自動車税の減免を実施します。

(5) その他 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

① 自動車税の減免【千葉県自動車税事務所】

障がいのある人または生計をともにする方が自動車を所有し、障がいのある人のために使用する場合には 1 台分の自動車税が減免されます。

② 運賃等の割引【各交通事業者】

各種障害者手帳の所持者は、鉄道運賃、航空運賃、有料道路通行料金の割引が受けられる場合があります。

自動車税の減免や運賃等の割引等各種手帳所持者の方が利用できる制度について、広報いんざい、市ホームページ、障がい福祉のしおりを活用する等して積極的な情報提供を行っています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、各種手帳所持者が利用できる制度について積極的な情報提供を行います。

取組4 意思疎通支援

(1) 手話通訳者等の派遣 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

聴覚に障がいがある人に対し、日常生活及び社会生活を営むために必要な手話通訳者または要約筆記者を派遣しています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、手話通訳などが必要な人に対し、必要な場面での円滑な意思疎通の支援ができるよう努めていきます。

(2) 手話通訳者の設置 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

市役所に手話通訳者を設置し、手話通訳業務や手話通訳者等の派遣についてコーディネートを行うとともに、聴覚に障がいのある人の相談支援を行っています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、手話通訳者の設置に努め、手話通訳が必要な人の意思疎通支援を行います。

(3) 聞こえについての支援 〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

携帯型のヒアリングループシステムを貸し出し、団体活動において、補聴器などを使用している人の聞こえについての支援を行っています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き貸し出しを行い、難聴者の意思疎通を支援します。

(4) 手話ができる人材の育成 〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

手話奉仕員を養成すること等により、聴覚障がいについての知識や理解を深めていただくとともに、手話ができる人材を育成しています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、各種講座を行い、手話ができる人材を育成していきます。

施策2 情報の提供

～施策の目標～

- 障がいの有無に関わらず、誰もが必要な情報を手に入れることができるよう、幅広い情報を的確に入手できる体制を構築します。
- 情報媒体の拡充を図り、障がいのある人が必要とする様々な情報の提供を行います。

取組1 情報提供体制の充実

(1) 「広報いんざい」の情報内容の充実 〈秘書広報課〉

— 事業概要と現状 —

障がい福祉の情報源として、障がいのある人に関する制度や取組、相談会等の情報をわかりやすく表現する等、障がい福祉課と連携し「広報いんざい」の情報内容の充実を図っています。

— 事業実施の方針 —

障がい福祉の情報源として、担当課と連携しながら掲載情報の充実を図ります。

(2) 市ホームページの充実 〈秘書広報課〉

— 事業概要と現状 —

積極的な情報発信が行えるよう、職員に対しホームページ操作研修を実施し、掲載情報の充実に努めています。

— 事業実施の方針 —

継続的な情報発信が行えるよう、操作研修を定期的実施し、各課等に積極的な情報発信を働きかけます。

(3) 福祉サービスに関わる情報提供の充実 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

障がい福祉のしおりを作成し、福祉サービス等の内容や利用にあたっての手続き等について、積極的に情報提供を行っています。

また、精神保健福祉に関する窓口、制度、精神疾患に対する対応・予防や近隣の障害福祉事業所を記載したパンフレットの発行や、乳幼児期から大人になるまでの相談機関、利用できる事業所等をまとめたガイドを発行しています。

その他、福祉サービスの内容や手続きについて、広報いんざい、市ホームページや窓口等で、障がい福祉のしおりを活用する等して積極的に情報提供を行っています。

— 事業実施の方針 —

今後も福祉サービスの内容や手続きについて、広報いんざい、市ホームページ、窓口等で積極的に情報提供を行います。

また、障がい福祉のしおり等において、二次元コードを活用して、市ホームページ等の媒体から各種情報が得られるよう整備しています。

(4) 情報共有体制の強化 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

市及び関係機関、市内サービス事業者等の連携により、相談情報やサービス情報の一元管理を進めるとともに、関係機関による情報の共有を図り、必要な情報がどこでも入手できる体制を整備しています。

市関係各課や基幹相談支援センター等と相談業務について情報を共有し、連携を図っています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、関係機関や市内サービス事業所等と情報共有を進めるとともに、関係各課や基幹相談支援センター等と情報を共有し、相談事業においても連携を図ります。

取組2 情報アクセシビリティの推進

(1) 市ホームページによる情報伝達手段の工夫 〈秘書広報課〉

— 事業概要と現状 —

やさしい日本語機能、文字の拡大や音声読み上げにより、高齢者や視覚に障がいのある人に配慮した情報提供に努めています。

— 事業実施の方針 —

各課等からの情報発信は、ページの見やすさ、情報量、検索性等に配慮するよう働きかけます。

(2) 市立図書館の障がいに対応する資料の充実とそれにアクセスするための体制づくり 〈生涯学習課〉

— 事業概要と現状 —

図書館では、拡大読書機の設置等、障がいのある人に配慮した備品の貸出や大活字本等の資料提供を行っています。また、障がいのある人に向けて、無料で資料の宅配や録音資料の郵送を行うとともに、窓口では筆談による対応や、館内で利用できる老眼鏡の貸し出しを行っています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、備品の貸出や資料の提供を行います。今後はこれらに加え、非来館型サービスとして電子書籍による情報提供を行います。

施策3 相談支援

～施策の目標～

- 障がいのある人の「悩み」に対応できる相談窓口の充実を図るとともに、専門的な職員の配置や各種相談機関との連携を行います。
- 障がいのある人自身の取り巻く状況を踏まえ、一人ひとりの状況に応じた支援や情報提供を行います。

取組1 相談業務の充実

(1) 福祉総合相談窓口の設置 〈社会福祉課〉

— 事業概要と現状 —

福祉総合相談窓口の設置により、組織を超えた横断的な支援体制の構築を推進し、どこに相談してよいかわからない方への案内及び情報提供を行っています。

— 事業実施の方針 —

制度・分野を超えた包括的な福祉総合相談窓口業務の充実を図ります。

取組2 専門的な相談体制の充実

(1) 相談機関の連携強化と情報の共有 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

関係機関が連携を図り、情報を共有することにより、各種ケースに応じた相談を行っています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、個々のケースに対し、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、必要な福祉サービスや支援を総合的にマネジメントできる体制を整備します。

(2) 市民相談の実施 〈市民活動推進課〉

— 事業概要と現状 —

日常生活における悩みや問題について、専門的な知識や経験を持つ相談員から、相談者が自ら解決するための助言及び他の相談機関の情報等を受ける機会を提供することを通じて市民生活の向上に資することを目的とし、市民相談を実施しています。

— 事業実施の方針 —

毎月定期的に、法律相談（弁護士）、市民生活相談（司法書士・税理士）、人権よろず相談（人権擁護委員）等を実施します。

また、車いす等の方でも利用しやすいよう、会場の確保に留意します。

(3) 基幹相談支援センターの設置 〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

基幹相談支援センターを設置し、24 時間いつでも相談に対応できる体制を整備しています。

― 事業実施の方針 ―

年々相談件数は増加しているため、今後もきめ細かな相談支援ができるよう、体制を整備していきます。

(4) 指定特定相談支援事業所等の連携 〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

市内各指定特定相談支援事業所の相談員の連絡会を開催し、事例検討などの研修会や情報交換を行っています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、連携が図れるよう支援していきます。

施策4 支援者の育成

～施策の目標～

- NPO・ボランティア等の育成を図るとともに、地域に根ざした福祉活動を支援します。
- 新たな福祉人材の確保を図るため、障がい福祉の魅力について周知、啓発を行います。

取組1 NPO・ボランティア等の育成・支援

(1) ボランティア養成講座の開催 〈社会福祉協議会〉

― 事業概要と現状 ―

音訳ボランティア養成講座、生活支援サポーター養成講座、ボランティア入門講座、傾聴ボランティア養成講座、子ども夏休み体験講座等を開催し、様々なボランティアを養成しています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、ボランティアニーズに応えるようなボランティア養成講座を開催し、地域福祉活動の担い手であるボランティアを多世代にわたり発掘、育成します。

(2) ボランティア情報の提供 〈社会福祉協議会〉

― 事業概要と現状 ―

ボランティアセンターでは、ボランティア連絡協議会を構成する個人ボランティア・ボランティア団体に対して、ボランティア情報の提供やボランティアの交流支援に努めています。

また、ボランティア活動の啓発を目的とした「いんざい福祉まつり」を開催しています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、様々な世代の市民に対して、ボランティア活動を促進できるよう、多様な媒体を活用して情報提供に努めます。

(3) ボランティア活動の支援 〈社会福祉協議会〉

― 事業概要と現状 ―

ボランティアセンターでは、ボランティア登録の際にボランティア保険の掛金の一部を負担しています。また、登録団体に対し、千葉県地域ぐるみ福祉振興基金を財源にボランティアの活動助成を行っています。

個人ボランティア、団体で構成されるボランティア連絡協議会が実施する研修会、交流会等の活動に対し支援しています。

また、ボランティアの交流、活動の発表の場として「いんざい福祉まつり」を開催しています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、ボランティア活動を促進するため、ボランティアセンターの機能充実、ボランティア連絡協議会との連携、情報提供、情報共有、活動資金の助成を行います。

(4) 市民活動の支援と情報提供 〈市民活動推進課〉

— 事業概要と現状 —

市民活動支援センターにおいて情報の収集・提供を行うとともに、協働事業の推進や、「公益信託まちづくりファンド」による資金面の支援により、市民活動を支援しています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、市民活動支援センターにおいて情報の収集・提供を行うとともに、市民活動推進委員会の運営、「公益信託まちづくりファンド」を実施し、市民活動を支援します。

(5) NPO 法人設立の支援 〈市民活動推進課〉

— 事業概要と現状 —

市民活動支援センターにおいて、相談の場や事務手続きのノウハウ等を提供することで、市内におけるNPO 法人の設立に対して積極的な支援・調整を行っています。

— 事業実施の方針 —

今後も引き続き、市民活動支援センターにおいて、相談の場や事務手続きのノウハウ等を提供し、市内におけるNPO 法人の設立に対して積極的な支援・調整を行います。

取組2 福祉人材の育成・支援

(1) 福祉人材の確保・定着 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

事業所や先進自治体等からの情報収集を行い、人材確保状況の現状把握に努めています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、福祉人材の確保・定着に向けて、支援のあり方を検討します。また、関係機関と協力して障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場 であることの積極的な周知・広報等に取り組みます。

基本目標2 地域共生社会の実現に向けた取組

～施策の方向性～

地域共生社会の実現については、地域生活への移行や社会参加がより一層求められることから、市民、事業者、当事者を含めた、障がい福祉に関する意識啓発・周知を行うとともに、障がいのある人への偏見や差別の解消に対する取組、成年後見制度の利用促進等、権利擁護のための支援を充実します。

また、生きがいのある生活を送れるよう、地域活動や芸術・文化、スポーツ等へ参加しやすい環境づくりや参加の機会づくりを行うほか、関係団体等と連携し、障がいのある人の社会参加を促進します。

施策1 周知啓発・福祉教育

～施策の目標～

- 広報・啓発活動を推進し、障がいや地域福祉に関する理解を促進します。
- 学校や各種機関と連携し、児童・生徒をはじめ、市民の福祉意識の醸成を図ります。

取組1 理解の促進・啓発活動の充実

(1) 市民に対する障がい福祉への理解促進 〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

各種講座やアートフェス等の実施を通じて、市民の障がい福祉への理解促進に努めています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、障がいの理解を深める講座等を実施し、障がいのある人もない人もともに暮らせる社会の実現を目指します。

(2) 社会福祉協議会の広報活動の充実 〈社会福祉協議会〉

― 事業概要と現状 ―

「ふくし印西」や社会福祉協議会のホームページを活用して地域福祉に関する情報を提供しています。「ふくし印西」は、新聞折込のほか、行政の出先機関窓口や福祉関係機関窓口へ配付し、ホームページへの掲載も実施しています。

市内小学校児童に「福祉の耳よりだより（ふくみみ）」を配付し、福祉情報の啓発を行うことで福祉教育に努めます。

また、視覚に障がいのある人に対して音訳したものをCDへ録音し配付しています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、様々な世代の市民に対して、地域福祉に関する理解を促進できるように様々な媒体を活用して情報提供に努めます。

(3) 障害者差別解消法・障害者虐待防止法の周知 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

職員対応要領「障がいのある人への対応ガイドブック」を作成し、職員と障害者団体への配付を行っているほか、市内小中学生に対し、理解促進のためのパンフレットの作成及び配布を行い、市役所職員や一般市民、事業所等を対象に研修会等も実施しています。

また、障がいのある人に対する虐待を未然に防ぐため、ホームページによる障害者虐待防止法の周知及び関係事業所への研修会等を実施しています。

— 事業実施の方針 —

今後も、定期的かつ継続的に研修会等を開催することで、障がい者差別の解消や虐待防止についての周知、理解促進を図り、障がいの有無に関わらず、お互いを尊重し支えあう「共生社会」の実現を目指します。

(4) 人権擁護の推進 〈市民活動推進課〉

— 事業概要と現状 —

市民の基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員の活動を支援し、人権擁護に関する啓発等を実施しています。

— 事業実施の方針 —

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者等様々な人権問題に対し、人権啓発や人権教室等を通して人権擁護の推進を図っていきます。

取組2 福祉教育の推進

(1) 小中学校における特別支援教育の推進 〈指導課〉

— 事業概要と現状 —

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育を推進しています。

— 事業実施の方針 —

障がいのある児童生徒について、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、活用するとともに、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じた合理的配慮の提供を適切に行うよう努めます。

また、障がいのある幼児、児童生徒との交流、及び共同学習や高齢者の方々との交流の充実に努めます。同じ地域で生活する障がいのある児童生徒への理解を深めるため居住地校交流を推進します。

その他、社会科や総合的な学習の時間での福祉に関する学習の充実を図るほか、認知症サポーター講座やパラリンピック教室等外部講師を招いた学習にも取り組み、障がい者理解を促進します。

（２）出前講座による福祉教育 〈生涯学習課〉

― 事業概要と現状 ―

市民の健康・福祉への関心は極めて高いことから、出前講座メニュー拡充のため関係課へ積極的に働きかけています。

― 事業実施の方針 ―

障がいのある人への理解を深めるため、引き続き出前講座メニューとして、「障害者差別解消法理解促進講座～障がいのある人への接し方を学ぼう～」を開設するとともに、今後も関係課と協議しながら、障がいに関する講座メニューの拡充と周知に努めます。

施策2 権利擁護

～施策の目標～

- 障がいのある人が安心して生活を送ることができるよう、権利擁護のための支援を充実します。
- 障がいのある人に対する差別・偏見を無くすため、各種機関と連携し、市民に対する周知・啓発を行います。
- 障がいのある人に対する虐待を防止するための体制強化を図ります。

取組1 権利擁護体制の強化

(1) 日常生活自立支援事業 〈社会福祉協議会〉

— 事業概要と現状 —

高齢者や障がいのある人の在宅生活を支援するため、金銭管理、財産保全、福祉サービス利用援助を行っています。

— 事業実施の方針 —

今後も利用者が増えていくと見込まれる中、地域で安心して生活するために、事業の周知、相談体制の充実、生活支援員の拡充に努めます。

(2) 千葉県障害者差別禁止条例の周知 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

千葉県が制定した「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の市民への周知を図るとともに、県と歩調を合わせながら、障がいのある人に対する差別の防止に努めています。

— 事業実施の方針 —

誰もが平等で暮らしやすいまちを目指し、差別の解消に努めます。

(3) 印西市障害者虐待防止センターの設置及び周知 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

本市では、2013（平成25）年度に障害者虐待防止センターを設置し、翌年には、「いんば障害者相談センター」に委託し24時間対応の相談体制を整備しています。

— 事業実施の方針 —

虐待防止のため相談しやすい場所としてより広く住民に周知し、引き続き相談事業を実施します。

（４）成年後見制度の利用支援及び促進 〈障がい福祉課・高齢者福祉課・社会福祉課・社会福祉協議会〉

― 事業概要と現状 ―

2023（令和5）年度に中核機関の機能を備えた成年後見支援センターを設置し、制度の周知や専門職による相談会の実施、研修会の開催、市民後見人養成講座の開催等を行っています。また市長による申立てや後見人等への報酬助成等により、成年後見制度の利用支援を行っています。

― 事業実施の方針 ―

成年後見支援センターと関係各課が連携し、ネットワークの強化を図るとともに、成年後見制度の利用支援及び促進に努めます。

施策3 社会参加・地域活動

～施策の目標～

- 障がいのある人自らが参加することにより、心豊かに生きがいのある生活を送ることができるよう、生涯学習、スポーツ活動等の機会を提供します。
- 市内の障がい者団体に対し、経済的支援、情報提供等を通じて、その活動支援を行います。

取組1 生涯学習・スポーツ活動等の推進

(1) 生涯学習活動の推進 〈生涯学習課〉

一 事業概要と現状 一

生涯学習に関わる講演会等において、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者等を派遣し、障がいのある人でも気軽に参加できるよう支援しています。

また、図書館のイベント等においても、障がいのある人でも気軽に参加できるよう筆談等の必要な支援をしています。

一 事業実施の方針 一

今後も継続して事業を実施します。

(2) 障がいのある人のスポーツ振興 〈スポーツ振興課・障がい福祉課〉

一 事業概要と現状 一

障がいの有無に関わらず気軽に楽しむことができるニュースポーツの紹介・普及活動を実施しています。千葉県障害者スポーツ大会の周知及び参加者の取りまとめを行い、大会に市職員が同行しています。

一 事業実施の方針 一

障がいのある人が利用しやすいように、障害者団体との連携やスポーツボランティアの育成を支援し、障がいのある人のスポーツ参加を促します。

また、千葉県の障害者スポーツ大会についてPRを行い、参加の促進に努めます。

取組2 障害者団体の活動支援

(1) 障害者団体の育成・支援 〈障がい福祉課〉

一 事業概要と現状 一

障害者団体の活性化と自立した活動を支援するため、市内障害者団体で構成される印西市障害者団体連絡協議会が主催するイベントの情報提供や活動費用の助成等を行っています。

一 事業実施の方針 一

今後も障害者団体及び障害者団体連絡協議会に対し、情報提供や活動費用の助成を行います。

（２）福祉活動の拠点 〈社会福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

印西市地域福祉センター、印西市草深ふれあい市民センター及び印西市牧の原地域交流センター等、地域の福祉活動の拠点となっている施設の適切な維持・管理を行うとともに、障害者団体やボランティア、福祉活動を行う市民団体の活動の場として施設を提供しています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、地域の福祉活動の拠点となる施設の適切な維持・管理等を行い、福祉活動を行う市民団体等の活動の場として提供します。

（３）ふれあいの機会の発信 〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

障がいのある人達との交流の機会を持ちたい方が、どこでその機会を得られるのか情報が取得しにくい状況となっています。

― 事業実施の方針 ―

市内において各種イベント等を開催します。市のホームページ等を活用しそのような情報を集約し、交流機会の発信を検討します。

基本目標3 地域生活への移行支援・就労支援

～施策の方向性～

地域での「暮らし」と「自立した生活」を支援・促進するため、就労の機会づくりと定着・継続のための支援を行います。また、生活訓練等を通じて社会活動への参加の拡大を図り、障がいのある人の社会的自立を支援します。

施策1 就労支援

～施策の目標～

- 就労を希望する障がいのある人への就労活動の支援を行います。
- 障がいのある人の就労を促進するため、関係機関との連携を強化するとともに、企業にも障がいのある人の雇用を働きかけます。

取組1 障がいのある人の就労に向けた支援

(1) 障害者就労支援相談員の設置 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

専任の就労支援相談員を配置して、就労を希望する障がいのある人の個別ニーズを把握し、就業率の向上に努めています。

就労支援相談員は、個別相談、会社や就労施設への同行のほか、就労可能な障がいのある人にはハローワーク成田を中心に求人情報の提供や定着支援、企業開拓支援等、幅広い活動により就労につなげています。

— 事業実施の方針 —

ふれあいサポートセンターいんざいにおいて、専属の障害者就労支援相談員を置き、引き続きサポートを必要とする就労希望者の個別のニーズを把握し、就業率の向上に努めます。

また、障がいのある人の職業的自立を支援するため、就労に関する相談や必要な情報の提供、企業や公共機関等に雇用促進の働きかけを行い、就労活動の支援をします。

(2) 障がい者雇用の促進 〈人事課〉

— 事業概要と現状 —

本市では、障がいのある人の雇用を促進し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた法定雇用率の達成に努めています。

また、障がいのある人の活躍を持続的に推進するため、その活躍の場を拡大する取組を不断に実施する等、自律的なPDCAサイクルを確立できるよう「障害者活躍推進計画」を策定しています。

— 事業実施の方針 —

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業者として障がいのある人の適正な雇用の確保に努めます。

また、障がいのある人の特性や個性に応じての能力を發揮できることを目指すため、「障害者活推進計画」のもと、職員全員が働きやすい職場となるよう取り組みます。

(3) 就労に関するイベント 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

障がいのある人の就労を支援するため、求職者と求人企業を結ぶ企業説明会を開催しています。また、障がいのある人のよりよい生活や就労を促進するため、就労に関する講演会や販売会を開催しています。

— 事業実施の方針 —

障がいのある人の就労を支援するため、印西市地域自立支援協議会就労部会において年度ごとに策定する事業計画に基づき、就労に関するイベントを開催します。

取組2 企業等の雇用促進支援

(1) 優先調達推進 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

市の関係各所に障害者就労支援施設等が供給できる物品等について情報提供し、物品等調達額の増加に努めています。

— 事業実施の方針 —

市の障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針の内容を調達実績とともに公表します。

(2) ハローワークとの連携 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

ハローワークと連携し、障がい者雇用を検討している企業と就労希望の障がいのある人との面接会を行っています。

— 事業実施の方針 —

今後も引き続き、面接会などを行い、障がいのある人の雇用を進める企業を支援していきます。

施策2 地域移行・継続支援

～施策の目標～

■地域移行を進めるため、社会活動への参加の拡大を図るとともに、社会的自立のための支援を行います。

取組1 地域生活への移行及び継続の支援

(1) 社会的自立に向けた支援 〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

ふれあいサポートセンターいんざいにおいて、生活訓練を行い、社会活動への参加の拡大を図り、障がいのある人の社会的な自立の支援を行っています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、事業を継続し、障がいのある人の社会活動への参加の拡大を図ります。
また、関係各所と連携し、精神的な理由等により通所が困難な人の把握に努め、訪問型の生活訓練により社会活動への参加につなげます。

(2) 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築 〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

地域共生社会の理念のもと、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、自立支援協議会を中心として関係機関と重層的に連携し、医療、障がい福祉や介護、企業や地域、教育等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を進めます。

― 事業実施の方針 ―

継続的に関係機関や当事者、家族等との協議を進めていきます。

基本目標4 障がいのある子どもの成長支援

～施策の方向性～

障がいのある子どもの包括的な支援体制の構築及び計画的なサービスの実施を図るため、障がい福祉、母子保健、子育て、保育、教育部署が連携を図り、相談機能を充実させるとともに、一貫した支援体制を整備します。また、個々の障がいに応じた適切な指導が受けられる療育機能を充実し、障がいのある子どもの成長を支援します。

施策1 一貫した支援体制の整備

～施策の目標～

- 関係機関のネットワーク化を図るとともに、乳幼児から学校卒業後の就労期に至るまでの相談体制の充実を図ります。
- 障がいのある子どもに対し、障がいの状況に応じた適切な教育ができる体制を充実します。

取組1 相談体制の充実

(1) 育児・相談の充実 〈健康増進課〉

— 事業概要と現状 —

健診を通して乳幼児の身体的・精神的発達の状況をスクリーニングし、医療・検査等を早期受診することで、必要な支援・サービスを紹介することができるよう事業を継続しています。各種健診の受診率はすべて高い水準を維持しています。

— 事業実施の方針 —

各種相談・健診を実施し、身体的・精神的発達をスクリーニングすることで、乳幼児の健康の保持増進及び育児不安の軽減に努めます。また、受診勧奨ハガキによる通知等の積極的な受診勧奨により、受診率の向上を図ります。

(2) 子ども発達センターでの相談の充実 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

児童発達支援センターとして、子どもの成長や発達の心配についての相談を受け、各専門職がアドバイスをを行うとともに、幼稚園や保育園への巡回相談の実施及び保健センターや教育関係機関との連携を図っていきます。また、障害児通所支援などを利用する際の相談、各種福祉サービスの情報提供を行うなど、心身の発達に遅れのある児童への一貫した支援体制の充実に努めています。

— 事業実施の方針 —

引き続き、各種相談事業（発達相談・小児神経相談・作業療法相談・運動発達相談・言語聴覚相談・巡回相談・障害児相談支援・一般相談）の充実に努めます。

（3）利用者支援事業の充実 〈子育て支援課〉

― 事業概要と現状 ―

子育てへの不安や悩みを解消し、安心して子育てができることを目的に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整等を行い、様々な子育て支援サービスの利用にあたってサポートを行っています。また、子育て支援課に利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）を配置し、窓口や電話での相談のほかに児童館及び子育て支援センター等の子育て支援施設等において子育て移動相談を行っています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、必要に応じ関係機関と連携を図り、子育て家庭に対して様々な子育て支援サービスの利用に向けたサポートを行います。また、子育て世代包括支援センターにおいて、伴走型相談支援を実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目の無いきめ細やかなサービスを提供します。

（4）地域子育て支援拠点事業の充実 〈子育て支援課〉

― 事業概要と現状 ―

少子化や核家族化が進む中、子育てへの孤立化や育児不安を防ぎ、子育てを身近な地域で支えていくため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行っています。

― 事業実施の方針 ―

地域の中で不安や悩みなく楽しく子育てができるよう、子育てに関する相談・助言等の体制の強化を図るとともに、身近な地域で子育て中の親同士が情報交換を行うことができる子育て親子の交流の場の提供を進めます。

（5）家庭児童相談の充実 〈子育て支援課〉

― 事業概要と現状 ―

子どもが心身ともに健やかに育つよう、子どもと家庭の問題についての相談に応じます。0歳から18歳未満の子どもに関する悩みや心配事について、家庭相談員が相談者の気持ちを聞きながら一緒に考えます。

― 事業実施の方針 ―

子どもや家庭に関する問題や不安について適切な助言・支援ができるよう、関係機関と連携し、相談事業の充実を図ります。

取組2 療育体制の充実

(1) 障害児通所支援事業の充実 〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

障がいのある子どもが、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、社会との交流促進のための専門的な支援を受けられるよう、児童発達支援・放課後等デイサービス等の提供を行っています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、障がいの状況や様々なニーズ等に応じて、適切な指導ができるよう療育体制の充実を図ります。

また、ライフステージに沿った、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(2) 療育関係機関の連携強化 〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

乳幼児期から高等学校卒業時期までのサポート体制を強化するために、印西市地域自立支援協議会を中心に子ども発達センター、保健センター、指導課、保育課、障がい福祉課が相互に連携し、情報の共有と協働した取組の推進により、地域における療育体制を強化しています。

また、「いんざいこどもサポートガイド」を発行し、障がいのある子どもが成長する過程で利用できる様々なサービスの紹介を行っています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、関係機関との連携協力を行います。また、内容の見直しを図りながら「いんざいこどもサポートガイド」を発行します。

(3) 保育における障がいのある児童の受け入れ体制の充実 〈保育課〉

― 事業概要と現状 ―

年々、障がいのある児童の保育所等の入園申し込みが増えていますが、加配保育士や看護職の確保が難しく、入園の対応に苦慮しています。

市民が安心して子どもを出産し育てていけるよう、多様な保育サービスの展開や良好な保育環境づくりを進めていくとともに、障がいのある児童の受け入れ体制の整備、また、経済的、精神的負担の軽減等、子育て家庭への適切な支援体制を図っています。

― 事業実施の方針 ―

障がいの理解を深める講演会や研修会に参加する等、適切な保育ができるよう体制の充実に努めます。

取組3 学校教育期における支援の充実

(1) 学童保育における障がいのある児童の受け入れ体制の充実 〈保育課〉

― 事業概要と現状 ―

年々、障がいのある児童の学童保育の利用が増えており、指導員も対応に苦慮しています。障がいの理解を深める講演会や研修会に参加し、適切な保育の提供に努めていく必要があります。

― 事業実施の方針 ―

就労等により保護者が家庭にいない児童等に向けて、授業終了後に適切な遊びと生活の場を提供する学童保育において、障がいのある児童の受け入れ体制を整備します。

(2) 特別支援教育の支援体制づくり 〈指導課・学務課〉

― 事業概要と現状 ―

共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進を支える学校体制づくりに努めています。

― 事業実施の方針 ―

特別支援教育コーディネーターの役割を明確にし、校内委員会の機能を活かしつつ、関係機関と連携した支援体制を整備します。また、学校の要望や特別な支援を必要としている児童生徒の状況等を踏まえ、学習指導員や介助員を学校に配置し、個に応じた学習支援や生活支援の充実を図ります。

地域における支援体制を強化するため、印西市特別支援連携協議会において、5 課（教育委員会指導課、健康増進課、保育課、子育て支援課、障がい福祉課）担当者会議を開催し、情報共有及び連携を図ります。

(3) 学校と関係機関の連携・協力 〈指導課〉

― 事業概要と現状 ―

障がいのある児童生徒への指導・支援について、関係機関や教育資源を有効に活用し、教育内容や方法の工夫・充実に努めています。

― 事業実施の方針 ―

特別支援学校のセンター的機能等を活用して、特別支援学級や通級指導教室における学習活動・自立活動の指導の充実に努めます。

健康増進課や保育課、子育て支援課、障がい福祉課、その他関係機関及び県教育委員会の特別支援アドバイザー、医療機関等と連携し、児童生徒の障がいの状況や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に努めます。

(4) 教育相談活動の充実 〈指導課〉

― 事業概要と現状 ―

児童生徒やその保護者、学校や教職員が抱える障がいに関する悩み等に対応するため、教育相談体制の充実に努めています。

— 事業実施の方針 —

学校では特別支援教育コーディネーターを相談窓口とし、合理的配慮に関する合意形成に努めるとともに、必要に応じてスクールカウンセラーにつなげる等、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援に努めます。

教育委員会では定期的に学校を巡回訪問し、児童生徒の状況を把握するとともに、教育相談室や子ども相談室を開室し、専門の相談員や指導主事が電話や面談で対応します。

(5) 就学援助事業 〈学務課〉

— 事業概要と現状 —

特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の就学に要する経費の一部を就学奨励費として支給しています。

— 事業実施の方針 —

児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、特別支援教育就学奨励費を支給します。

基本目標5 障がいがあっても安心して暮らせるまちづくり

～施策の方向性～

障がいのある人の利用に配慮して、建築物・道路等既存の都市施設におけるバリアフリー化と、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

その中で、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる基盤整備として、地域生活を支えるグループホーム等の拡充に努めるとともに、印西市地域防災計画等に基づき、災害時避難行動要支援者支援体制の整備等、災害時、障がいのある人を支援する地域の仕組みづくりを推進し、生活を支える多様な機能の整備を図ります。

施策1 住みやすいまちづくり・災害対策

～施策の目標～

- 障がいのある人の地域生活を支えるグループホーム等の居住の場を提供し、在宅生活での環境整備を支援します。
- 道路・公園、公共建築物におけるバリアフリー化等、全ての人々が利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- 障がいのある人を災害から守るため、避難行動要支援者の避難支援等の体制強化を図ります。
- 避難所において、障がいのある人が必要な物資等、障がいの特性に応じた支援を得ることができるよう体制を整備するとともに、感染症の拡大防止にも配慮した備えを行います。

取組1 住まいの支援

(1) 地域生活への移行支援及び入所施設等への支援 〈障がい福祉課〉

— 事業概要と現状 —

地域生活への移行が進む中、自立に向けた「就労及び日中活動の場」と「居住」の支援が不可欠であり、居住環境の確保は重要な取組となります。本市でもこれまで利用者ニーズの適切把握に努め、グループホームや通所施設の計画的な整備と、自立に向けた支援を行っています。また短期入所の利用も依然としてニーズが高い状況にあります。

— 事業実施の方針 —

引き続き、退院・退所等による在宅生活への地域移行を促進するとともに、不足する居住ニーズへの対応を行います。また、障がいのある人の自立生活の支援・促進のため、生活拠点であるグループホーム等の設置を支援するとともに、関係機関へのヒアリングや利用者ニーズの適切把握に努め、障がいのある人の地域における生活の支援を行います。

取組2 ユニバーサルデザインのまちづくり

(1) 印西市都市マスタープランに基づく都市づくりの推進 〈都市計画課〉

― 事業概要と現状 ―

印西市都市マスタープランに基づき、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、すべての人が利用しやすい都市づくりを進めています。

― 事業実施の方針 ―

引き続き、障がいの有無、年齢、性別等に関わらず多様な人々が利用しやすい都市づくりを推進します。

(2) 多くの人々が利用する施設のバリアフリー化 〈建築指導課〉

― 事業概要と現状 ―

千葉県では、障がいのある人等が安全かつ快適に施設を利用できるよう、「千葉県福祉のまちづくり条例」を施行しており、福祉のまちづくりの総合的な推進を図っています。

― 事業実施の方針 ―

法趣旨に則り、「千葉県福祉のまちづくり条例」の周知・啓発に努めます

(3) 道路・公園におけるバリアフリー化の推進 〈建設課・都市整備課〉

― 事業概要と現状 ―

道路については、「印西市が管理する市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、障がいのある人等に配慮した整備を行っています。

また、公園の整備については、「印西市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づき、障がいのある人等に配慮した整備を行っています。

― 事業実施の方針 ―

道路については、「印西市が管理する市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、道路の設計・整備を行います。

また、公園の整備については、「印西市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づき整備を行います。

取組3 災害等に備えた体制づくり

(1) 避難施設等の整備・充実 〈防災課〉

― 事業概要と現状 ―

災害発生時に障がいのある人を含む、災害時避難行動要支援者が避難所で生活を送るために必要となるベッドやトイレ、車いす等の資機材の整備や、福祉避難所の確保を進めています。

― 事業実施の方針 ―

印西市地域防災計画に基づき、障がいのある人に配慮した避難所整備や対策を図っていきます。

(2) 災害情報の伝達方法の充実 〈防災課〉

― 事業概要と現状 ―

防災メールの登録者に対して携帯電話、パソコン等への災害情報の配信を行っています。また、登録に関する市民への普及啓発を図っています。

防災メールの他、有事の際の情報伝達手段として、防災行政無線、広報車、ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、防災エックス（旧ツイッター）等を整備しているほか、避難所においては手話通訳等の配置に努める等、障がいのある人に配慮した広報を行っています。

また、「広報いんざい」に定期的に防災メール等の登録方法を掲載し、障がいのある人を含め、市民への普及啓発を図っています。

― 事業実施の方針 ―

広報いんざい及び出前講座等、さまざまな機会を利用し、普及啓発を図ります。

(3) 災害時避難行動要支援者の避難体制の整備 〈社会福祉課・高齢者福祉課・障がい福祉課・子育て支援課・健康増進課・企画政策課・市民活動推進課・防災課〉

― 事業概要と現状 ―

国の災害対策基本法により、印西市地域防災計画に基づき、災害時における人的被害を最小限とするため、印西市避難行動要支援者避難支援計画を策定し、避難行動要支援者名簿の作成や避難支援等関係者による支援体制の構築を進めています。

また、これまでに市内で障害福祉サービスを行う民間事業者（5者）と災害発生時における福祉避難所の設営に関する協定書を交わし、災害時に安心して避難ができるよう避難協力体制の構築を進めているほか、避難所において必要とされる福祉用具等の確保を行うため、一般社団法人日本福祉用具供給協会と物資供給に関する協定を締結しています。

その他、市では災害時にストーマ装具を持ち出すことが困難な人が発生した際に備え、緊急対応用のストーマ装具の備蓄や感染症の拡大に備えた物品等の備蓄を行っています。

災害の発生、発生の恐れがある場合、妊産婦の助産の実施及び産後支援のため、みらいウィメンズクリニックと受け入れ協定を締結しています。

また、避難所等における妊産婦ならびに乳幼児の巡回相談、健康診断等の実施のため、千葉県助産師会と支援活動協力に関する協定を締結しています。

― 事業実施の方針 ―

印西市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、作成した避難行動要支援者名簿を市の関係部署、地域支援組織に提供し、避難行動要支援者の避難支援等の体制の強化を図ります。

また、災害の規模に応じて開設される福祉避難所において、障がいのある人が必要な物資等、障がいの特性に応じた支援を得ることができるよう体制を整備するほか、引き続き感染症の拡大に備えた物品等の備蓄を行っていきます。

避難所での「妊産婦初期対応質問票」の活用を開始するとともに母子健康手帳別冊へ「妊産婦初期対応質問票」を入れ、母子健康手帳交付面接時に活用方法を説明します。

（４）災害時保健医療体制の整備 〈健康増進課〉

― 事業概要と現状 ―

印西市地域防災計画に基づき、災害時の医療・救護体制について構築を進めています。また、地震等の災害時に避難所で使用することを想定し、アルコール手指消毒液を備蓄しています。

― 事業実施の方針 ―

東日本大震災等の大規模災害を教訓に、引き続き市としての災害時の医療・救護体制の構築を図るとともに、医療用資機材等の備蓄のあり方について、地元の医師会・歯科医師会・薬剤師会とも連携します。

施策2 保健・医療

～施策の目標～

- 健康づくりに関する情報を提供し、健康増進に関する正しい知識の啓発を図ります。
- 一人ひとりの障がいの状況に応じ、適切な医療が受けられるよう医療体制の一層の充実に努めます。

取組1 健康づくり体制の充実

(1) 健康づくりの普及・啓発 〈健康増進課〉

― 事業概要と現状 ―

健康情報コーナー、広報いんざい等を活用し、障がいの予防等につながる健康づくりについての情報を発信しています。また、講座、講演会、イベント等を通じ、啓発を行っています。

― 事業実施の方針 ―

健康情報コーナーや保健センター事業のPR等を通じた健康づくりに関する知識の啓発、広報いんざいによる健康情報の提供、ちらしの配布等を行います。

(2) 健康教育の推進 〈健康増進課〉

― 事業概要と現状 ―

各種健(検)診時の集団健康教育、出前健康講座、依頼健康教育、健康講演会、生活習慣病予防教室等を通じて、健康増進に関する正しい知識の普及を図り、生活習慣病を原因とした身体障がいや、心の健康を損ねることによる精神障がいの予防に努めています。

― 事業実施の方針 ―

今後も健康講演会、依頼による集団健康教育、出前講座、集団健(検)診時の健康教育、ヘルスアップ教室、各種健康教室等により生活習慣病予防等、健康増進に関する正しい知識の普及を図ります。

(3) 健康づくり相談の充実 〈健康増進課〉

― 事業概要と現状 ―

健康全般に関する相談に対し、保健師・栄養士・歯科衛生士・理学療法士が助言及び指導を行い、市民の健康づくりや、障がいの予防、早期発見・早期治療を支援しています。

― 事業実施の方針 ―

保健師・栄養士・歯科衛生士・理学療法士が健康全般に関する相談に対し、疾病予防や医療について適切な行動が取れるように助言を行い、市民の健康の保持増進を図ります。

(4) 健康診査事業 〈健康増進課〉

― 事業概要と現状 ―

疾病の予防及び早期発見を推進するため、健康診査及びがん検診を実施し、生活習慣病を原因とした身体障がい予防に努めています。

― 事業実施の方針 ―

健(検)診内容の充実を図りながら、今後も多くの方が受診できるよう努めます。

(5) 学校保健事業の推進 〈指導課〉

― 事業概要と現状 ―

市内各学校を対象に、環境衛生検査や、健康に係る各種健(検)診及び保健指導を行っています。

― 事業実施の方針 ―

定期健康診断により児童生徒及び学校職員の健康状態を把握します。また、保健指導の充実により健康の保持増進を図ります。

(6) 介護予防事業の推進 〈高齢者福祉課・健康増進課〉

― 事業概要と現状 ―

高齢者が要介護状態になることを予防し、また、要介護状態になっても有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防事業の充実を図っています。

いんざい健康ちょきん運動については、地域の実情を踏まえながら段階的な取組を行っており、事業の周知拡大及び実施グループ数の増加等の成果が得られています。

― 事業実施の方針 ―

今後も継続して、いんざい健康ちょきん運動等において、食生活や歯科の健康についての指導を実施します。

また、障がいがあっても参加できるよう、実施グループに対して健康づくり、地域づくりの場であることを引き続き周知します。

取組2 医療供給体制の充実

(1) 医療施設の整備 〈健康増進課〉

― 事業概要と現状 ―

現在、市内には、救命救急センターを設置する三次救急医療機関である日本医科大学千葉北総病院、入院施設を持つ印西総合病院、西佐倉印西病院の3病院が立地しています。

― 事業実施の方針 ―

休日や夜間における救急医療をはじめ、多様な市民ニーズに対応できるよう、病院と診療所等の医療機関の連携体制を構築します。

(2) かかりつけ医に関わる啓発の推進 〈健康増進課〉

― 事業概要と現状 ―

乳児相談、幼児健診等の機会や市広報紙等を活用し、かかりつけ医を持つことについて啓発を行っています。

― 事業実施の方針 ―

相談・健(検)診の機会や、保健センターだより及び市の広報紙等を活用し、かかりつけ医を持つことについて、啓発を行います。

(3) 救急医療体制の整備 〈健康増進課〉

― 事業概要と現状 ―

救命救急センターを設置する三次救急医療機関をはじめとして、救急医療活動が一層円滑に遂行されるよう医師会・消防等関係機関との連携を図り、救急医療体制の充実に努めています。

― 事業実施の方針 ―

地元医師会をはじめ、救命救急センターを設置する三次救急医療機関である日本医科大学千葉北総病院や、二次救急の受け入れも行っている印西総合病院とも連携を図ります。

取組3 医療費の助成

(1) 自立支援医療 〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

- ①通院医療費自己負担額の9割を公費として負担し、精神に障がいのある人の医療費の軽減を図ります。自己負担は原則として1割ですが、所得水準や疾病・病状等に応じて1か月の負担額に上限が設定されています。
- ②更生医療費の給付は、身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の人、障がいの程度を軽減または障がいを取り除く治療や手術(保険診療内)をするために必要な場合に給付されます。自己負担は原則として1割ですが、所得水準や疾病・病状等に応じて1か月の負担額に上限が設定されています。
- ③育成医療の給付は、身体に障がいのある18歳未満の児童で、指定育成医療機関において入院・手術等により確実な治療効果が期待できる児童を対象に、医療費の一部を公費として負担することで医療費の軽減を図ります。自己負担は原則として1割ですが、所得水準や疾病・病状等に応じて1か月の負担額に上限が設定されています。

― 事業実施の方針 ―

国の法制度等に基づき、引き続き事業の実施及び制度の周知を行います。

(2) 重度心身障害者医療費助成 〈障がい福祉課〉

― 事業概要と現状 ―

身体障害者手帳1・2級、療育手帳OAからAの2、及び精神障害者保健福祉手帳1級等の手帳を所持している重度の心身障がいのある人の医療費負担の軽減を図るため、医療費から保険給付の額を控除した額についてその費用の全部または一部を助成しています。

― 事業実施の方針 ―

今後も事業を継続し、重度の心身障がいのある人の医療費軽減を図ります。

資料編

計画の基本的な指針

(国が定める障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針より抜粋)

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
 - ・共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮する。
 - ・障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
 - ・障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。
 - ・障害福祉サービスの充実を図り、地域によるサービスの偏りを防ぐ。
 - ・発達障害者及び高次脳機能障害者については、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図るとともに、難病患者等についても、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、必要な情報提供を行う。
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
 - ・自立支援の観点から、入所から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整える。
 - ・障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPOによるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。
- 4 地域共生社会の実現に向けた取り組み
 - ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む。
 - ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
 - ・障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図る。
 - ・障害児のライフステージに沿った、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。
 - ・障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。
- 6 障害福祉人材の確保・定着
 - ・専門性を高めるための研修の実施や、多職種間の連携を推進する。
 - ・障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることについて、積極的な周知・広報等を行う。
 - ・職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に取り組んでいく。
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着
 - ・障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加を促進する。